

第12号議案

令和4年6月17日
総務課
任用給与審査

東京都人事委員会規則の一部改正等について

(人事管理関係・任用関係・給与関係・勤務時間関係・相談関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則の一部改正等については別添1のとおり新設及び一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の廃止については、申請（別添3）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正等（別添1）

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則
- 3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則
- 4 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則
- 6 職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則＜新設＞
- 7 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について
- 9 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 10 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について
- 11 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 12 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添２）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 5 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 6 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 8 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 9 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正
- 10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）
- 12 職員の給与に関する規程の一部改正（議会）
- 13 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）
- 14 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 15 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）
- 16 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（警視）
- 17 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正
- 18 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 19 特勤勤務手当等支給規程の一部改正（知事）
- 20 東京都教育委員会職員の特勤勤務手当等支給規程の一部改正
- 21 都立学校職員の特勤勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 22 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特勤勤務手当等支給規程の一部改正
- 23 特勤勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 24 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 25 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 26 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 27 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 28 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 29 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 30 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 31 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 32 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

- 33 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 34 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 35 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 36 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の廃止（別添３）

- 1 東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて＜廃止＞

I 東京都人事委員会規則の一部改正等

1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
施設等の範囲 (移設のため削除) 改正前の第2条	条例で該当する条が移設されたため、あわせて第4条に移設 このことに伴い、以下の条ずれが発生 改正前 改正後 第3条 → 第2条 第4条 → 第3条
勤務延長 第2条第3項(新設)	【管理監督職勤務上限年齢等の導入に伴う新設】 異動期間を延長されている職員を勤務延長する際の人事委員会への承認の申請については、人事委員会が定める様式により行うことを規定
管理監督職から除かれる職 第4条(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 ○ 第1項及び第3項 条例で該当する条が移設されたことに伴い、改正前の第2条の規定を移設 ○ 第2項 管理監督職勤務上限年齢制の適用除外となる職として、条例で「人事委員会規則で定める職」とされているものを規定(退職日に限り臨時的に置かれる職等)
管理監督職勤務上限年齢による降任 第5条(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 管理監督職勤務上限年齢制による降任を行う場合には、職員に発令通知書を交付することを規定
管理監督職への任用の制限の特例 第6条(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 ○ 異動期間の延長に係る規定(第1項～第3項) 異動期間を延長する場合において、発令通知書を交付すること、職員の同意は書面によること、人事委員会への承認の申請については人事委員会が定める様式により行うことを規定 ○ 特定管理監督職群を規定(第4項) ・行政系の出先機関の部長 ・行政系の出先機関の課長 ・行政専門職 ・都立学校等の校長 ・都立学校等の副校長 ・運輸系の出先機関の課長
異動期間の延長に係る状況の報告 第7条(新設)	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う新設】 異動期間の延長の状況を人事委員会に報告することを規定

定 年 前 再 任 用 第 8 条（新設）	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う新設】 ○ 定年前提任用短時間勤務職員の採用選考に用いる情報を規定 ・ 人事評価の結果その他勤務実績 ・ 職務遂行に必要とされる経験又資格の有無等 ○ 定年前提任用を行う場合には、職員に発令通知書を交付することを規定
施 行 期 日 附則第 1 条	令和 5 年 4 月 1 日
勤務延長に関する経過措置 附則第 2 条	【勤務延長に関する経過措置】 ○ 施行日前に勤務延長された者についても、施行日後の勤務延長職員と同様に本則第 2 条、第 3 条の手続を行うことを規定 ○ 改正条例附則第 2 条の人事委員会規則で定める職及び職員を規定 職：基準日（定年が段階的に引き上がる 2 年に 1 度の年の 4 月 1 日）以後に設置されたまたは名称が変更された職 職員：上記の職が基準日の前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年に達している職員
暫 定 再 任 用 附則第 3 条	【暫定再任用制度の導入に伴う新設】 ○ 暫定再任用職員の採用選考に用いる情報を規定 ・ 人事評価の結果その他勤務実績 ・ 職務遂行に必要とされる経験又資格の有無等 ○ 暫定再任用を行う場合において、職員の同意は書面によること、職員に発令通知書を交付することを規定
改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前提任用短時間勤務職員 附則第 4 条	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う新設】 改正条例附則第 8 条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前提任用短時間勤務職員を規定 短時間勤務の職：基準日以後に設置されたまたは名称が変更された短時間勤務の職 者・定年前提任用短時間勤務職員：上記の職が基準日の前日に設置されていたと仮定した場合に適用される定年に達している者・定年前提任用短時間勤務職員
文 言 整 備 第 2 条第 4 項 第 3 条 本体附則第 2 項 別表第 1 第 2	○ 第 3 項の新設により第 4 項の文言を整備 「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」→「人事委員会」 「前項」→「第 2 項」 ○ 見出し「状況の報告」→「 <u>勤務延長に係る状況の報告</u> 」 ○ 「勤務延長の状況」→「 <u>勤務延長（条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限の状況</u> 」 ○ 「第 3 条」→「第 2 条」 ○ 「（第 2 条第 1 項関係）」→「（第 4 条第 1 項関係）」 ○ 「（第 2 条第 2 項関係）」→「（第 4 条第 3 項関係）」

2 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
休 職 の 事 由 第2条	【定年前提任用短時間勤務制導入に伴う改正等】 ○ 「法第28条の5第1項」→「法第22条の4第1項」 ○ 「一に」→「いずれかに」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
離職した職員であ っても相談を受け る事項 第2条第2号	【定年前提任用短時間勤務制導入に伴う改正】 「 <u>法第28条の4又は第28条の5</u> 」→「 <u>法第22条の4</u> 」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

4 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額 第8条の2	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 見出し「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
島しょ等における退職者の旅費 第3条の2	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」 ○ 「再任用職員（再任用の採用に関する）」→「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の）」
別 表 第 1	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 ○ 暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用 ○ 暫定再任用職員に対する第3条の2第3項の適用に関する読替え 【施行に伴う経過措置】 ○ 改正後の規則の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用する。 ○ 施行日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、従前の例による。

6 職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則<新設>

給与条例等の改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について必要な事項を定めるため、規則を新設する。

項 該 当 条 目 文	内 容
目 的 第 1 条	【管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に伴う新設】 給与条例及び学校給与条例の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について必要な事項を定めることを目的とする
定 義 第 2 条	【管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に伴う新設】 本規則の中で使用する以下の用語等を定義 ・異動日：管理監督職勤務上限年齢による他の職への降任をした日 ・特定日：原則60歳に達した日後における最初の4月1日 ・特例任用後降任職員：特例任用後に役降りした職員 ・仮定異動期間末日：異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日
給与条例附則第十三項等の人事委員会規則で定める職員 第 3 条	【給与条例附則第13項等の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象から除く職員】 ○ 管理監督職勤務上限年齢による他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）のうち、次の職員 ・異動日以後に転職等をした職員 ・異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員 ・異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員 ○ 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定された職員
給与条例附則第十五項の人事委員会規則で定める職員 第 4 条	【給与条例附則第15項の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象から除く職員】 特定地方警務官から職員に任命された日以後に育児短時間勤務職員等となった職員
他の職への降任をされた職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給 第 5 条第 1 項第 1 号 第 2 号	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 ○ 管理監督職勤務上限年齢による降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）について、それぞれの場合に応じて差額を給料として支給 ・指定職以外の職員が異動日以後に給料表異動等をした場合 異動日前日に給料表異動等をしたものとみなして差額を算出 ・指定職の職員が異動日以後に給料表異動をした場合 異動日前日の給料月額の7割と特定日の給料月額（7割）との差額を支給

第3号	・役降りに伴う降格以外の降格又は降給をした場合 降格又は降給による減額分を減じて差額を算出
第4号	・異動日の前日以後に育児短時間勤務をした場合 特定日と異動日前日の勤務時間数を同一とした場合における給料月額に基づき差額を算出
第5号	・異動日の前日から特定日までの間に給料表の増額改定又は減額改定があった場合 改定後の給料表における特定日の給料月額（7割）と改定後の給料表における異動日前日の給料月額の7割との差額を算出
第2項	○ 差額と職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する級の最高号給の給料月額を超えない範囲で差額を支給（以下各条の第2項について同じ。）
第3項	○ 給料表の改定以外の事由と給料表の改定の両方に該当する職員の基礎給料月額は、改定を反映した給料月額を用いて算出（以下各条の第3項について同じ。）
特例任用後降任職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給 第6条第1項 第2項 第7条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第2項 第3項	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 ○ 特例任用後降任職員について、仮定異動期間末日の前日から異動日前日までの間に当該職員が受けていた最も多い号給対応月額の7割と異動日の給料月額の7割との差額を給料として支給 ○ 以下の事由に該当する特例任用後降任職員について、それぞれの場合に応じて差額を給料として支給 ・指定職以外の職員が特例任用後に給料表異動等をした場合 仮定異動期間末日の前日から異動日前日までの間、給料表異動等後の給料表が適用されていたものとみなして最も多い号給対応月額の7割に基づき差額を算出 ・指定職の職員が特例任用後に給料表異動をした場合 仮定異動期間末日の前日から異動日前日までの間の最も多い号給対応月額の7割に基づき差額を算出 ・仮定異動期間末日から異動日までに降格（同意降格を除く。）又は降給をした場合 降格又は降給による減額分を差し引いて差額を算出 ・仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等になった場合 仮定異動期間末日の前日と異動日の勤務時間数を同一とした場合における給料月額に基づき差額を算出 ・仮定異動期間末日の前日から異動日までの間に給料表の増額改定又は減額改定があった場合 異動日の給料表を用いて差額を算出

降任相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給 第8条第1項 第2項 第3項 第9条第1項 第2項 第3項	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 ○ 降任相当の給料表異動をした職員（特例任用職員を除く。）に対しては、降任相当の給料表異動をした日の前日に降任後の給料表が適用されていたものとみなして算出した差額を給料として支給 ○ 特例任用後に、降任相当の給料表異動をした職員に対しては、降任相当の給料表異動をした日から異動日前日までの間も、給料表異動後の給料表が適用されていたものとみなして再計算し、最も多い号給対応月額 の7割と比較して算出した差額を給料として支給
特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給 第10条第1項 第2項 第3項	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 特定管理職群による特例任用職員が、特例任用期間中に同意降格等をした場合は、仮定異動期間の末日の前日から同意降格等をした日の前日までの間の最も多い号給対応月額の7割と比較して算出した差額を給料として支給
警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第十八項の規定による給料の支給 第11条第1号 第2号	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 特定地方警務官から職員に任命された日以後に育児短時間勤務職員等となった職員に対しては、任命された日と勤務時間数を同一とした場合における給料月額に基づき算出した差額を給料として支給
人事交流等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給 第12条第1項 第2項 第3項	【管理監督職勤務上限年齢調整額に相当する額を支給する職員】 学校や公営企業等から給与条例適用となった職員に対しては、異動日前日に給与条例適用職員であった者とした場合の給料月額の7割と比較して算出した差額を給料として支給（学校職員給与条例適用以外から学校職員給与条例適用となった場合も同様）
この規則により難しい場合の措置 第13条	任命権者は、この規則により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別に定めることができる
雑 則 第14条	この規則に定めるもののほか管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

7 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
職及び職員の範囲 第2条第1項第4号	【都立病院の廃止に伴う規定整備】 ○ 「及び都立病院」を削除
付 則 第2項 第3項（削除） 付則別表第1（新設） 付則別表第2（新設）	【給料月額7割措置を受ける職員に対する初任給調整手当の額】 ○ 結核性疾患による休職期間に対する規定を削除し、給料月額7割措置を受ける職員に対する初任給調整手当額に関する読替えを追加 ○ 該当職員のいない規定を削除 ○ 給料月額7割措置を受ける職員に対する初任給調整手当額等の表を新設
施 行 期 日 付則	令和5年4月1日 ただし、第2条第1項第4号の改正については、令和4年7月1日

8 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

都立病院の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
職及び職員の範囲 関係(第3条関係) 第3条（削除）	【規定整備】 平成27年の能力認定廃止に伴い、該当職員のいない規定を削除
別 表	【都立病院の廃止に伴う改正】 「各病院」を削除
適 用 年 月 日	令和4年7月1日

9 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
行政職給料表(一) 5級昇格時職務区 分別号給表 別表第8イ	【組織改正に伴う規定整備】 病院経営本部の廃止に伴い、「東京都病院経営本部（都立病院を除く。）」の項を削除
施 行 期 日 附則	令和4年7月1日

10 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
昇格時職務区分別 号給表関係（第20 条関係） 第2項（削除）	【組織改正に伴う規定整備】 ○ 病院経営本部の廃止に伴い、初任給規則別表第8イに関する内容を削除 ○ 項の削除に伴い、第3項から第11項までを繰上げ
学歴免許等資格区 分表（学歴免許等 資格区分表関係） 別表第3	【海技課程航海専科の設置に伴う規定整備】 短大2卒の学歴免許区分に相当する学歴免許等として、(独法)海技教育機構海技士教育科海技課程航海専科を追加
適 用 年 月 日	令和4年7月1日

11 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加、廃止及び名称変更に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容								
別 表 第 一 (第2条関係)	【派遣先団体の追加に伴う規定整備】 ○別表第一（公益的法人） ・地方独立行政法人東京都立病院機構 ・独立行政法人国際協力機構 <table border="1"> <tr> <td>団体名</td><td>地方独立行政法人東京都立病院機構</td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>東京都知事</td></tr> <tr> <td>都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性</td><td> ・高齢化の進展等に伴い、質的・量的に変化する医療ニーズに的確に対応していくためには、医療提供体制の充実が急務である。行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への着実な貢献という役割を果たすため、都は、8つの都立病院と6つの公社病院・がん検診センターを新たな都立病院として一体的に運営する「地方独立行政法人東京都立病院機構」を設立する。 ・医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都の健康の維持及び増進に寄与することが当法人の目的であり、都の事業を継承し、かつ密接な関連を有する。 ・法人設立に当たっては、地方独立行政法人法第59条第2項に定めるところにより、別に辞令が発せられない限り、都立病院職員は法人職員として身分が移行される。 一方、事務や一般技術、福祉等、病院経営本部以外の他局等への局間交流を前提としている職種については、原則として法人への身分移行は行わないこととしており、その対象職員は500名を超えることが見込まれる。 法人設立時から円滑に業務を遂行するためには、これらの身分移行を行わない職種については、都からの職員派遣が必要不可欠である。当面の間は、固有職員採用計画や業務量の増減等を踏まえ、各部門の年齢・職級構成等のバランスを保ちながら、計画的に派遣解消を行っていく。 </td></tr> <tr> <td>都出資比率</td><td>100%</td></tr> </table>	団体名	地方独立行政法人東京都立病院機構	申請者	東京都知事	都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	・高齢化の進展等に伴い、質的・量的に変化する医療ニーズに的確に対応していくためには、医療提供体制の充実が急務である。行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への着実な貢献という役割を果たすため、都は、8つの都立病院と6つの公社病院・がん検診センターを新たな都立病院として一体的に運営する「地方独立行政法人東京都立病院機構」を設立する。 ・医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都の健康の維持及び増進に寄与することが当法人の目的であり、都の事業を継承し、かつ密接な関連を有する。 ・法人設立に当たっては、地方独立行政法人法第59条第2項に定めるところにより、別に辞令が発せられない限り、都立病院職員は法人職員として身分が移行される。 一方、事務や一般技術、福祉等、病院経営本部以外の他局等への局間交流を前提としている職種については、原則として法人への身分移行は行わないこととしており、その対象職員は500名を超えることが見込まれる。 法人設立時から円滑に業務を遂行するためには、これらの身分移行を行わない職種については、都からの職員派遣が必要不可欠である。当面の間は、固有職員採用計画や業務量の増減等を踏まえ、各部門の年齢・職級構成等のバランスを保ちながら、計画的に派遣解消を行っていく。	都出資比率	100%
団体名	地方独立行政法人東京都立病院機構								
申請者	東京都知事								
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	・高齢化の進展等に伴い、質的・量的に変化する医療ニーズに的確に対応していくためには、医療提供体制の充実が急務である。行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への着実な貢献という役割を果たすため、都は、8つの都立病院と6つの公社病院・がん検診センターを新たな都立病院として一体的に運営する「地方独立行政法人東京都立病院機構」を設立する。 ・医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都の健康の維持及び増進に寄与することが当法人の目的であり、都の事業を継承し、かつ密接な関連を有する。 ・法人設立に当たっては、地方独立行政法人法第59条第2項に定めるところにより、別に辞令が発せられない限り、都立病院職員は法人職員として身分が移行される。 一方、事務や一般技術、福祉等、病院経営本部以外の他局等への局間交流を前提としている職種については、原則として法人への身分移行は行わないこととしており、その対象職員は500名を超えることが見込まれる。 法人設立時から円滑に業務を遂行するためには、これらの身分移行を行わない職種については、都からの職員派遣が必要不可欠である。当面の間は、固有職員採用計画や業務量の増減等を踏まえ、各部門の年齢・職級構成等のバランスを保ちながら、計画的に派遣解消を行っていく。								
都出資比率	100%								

団体名	独立行政法人国際協力機構
申請者	東京都下水道局長
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	・本機構は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務等を行い、これらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした団体である。 ・東京下水道の技術やノウハウの普及・提供を進めていくに当たっては、下水道施設が未整備又は整備されていても十分に機能が発揮されていない国や地域で業務を推進する必要がある、海外において技術協力の実施や案件形成等に幅広く携わっている本機構の業務は密接な関連性を有するものである。 ・本機構と連携を深め、本機構や派遣相手国とのパイプを構築することにより、当局の海外における早期の情報収集や案件形成等が可能となる。また、職員を本機構に派遣することで、本機構を通じた事業展開の流れや、海外でインフラを整備する際の政策や技術指針等の策定支援等を行う経験や知見を得る職員の育成が可能となり、東京下水道の国際展開事業の推進の一助となる。

【派遣先団体の廃止に伴う規定整備】

○別表第一（公益的法人）

・公益財団法人東京都保健医療公社

廃止理由	令和4年7月1日に地方独立行政法人東京都立病院機構が設立されることに伴い、当該団体の事業が新法人に移管され、派遣の必要性がなくなるため
------	---

【派遣先団体の名称変更に伴う規定整備】

○別表第一（公益的法人）

・一般財団法人東京学校支援機構→公益財団法人東京学校支援機構

変更理由	令和4年1月25日に東京都公益認定等審議会から「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申に基づき、令和4年4月1日付で公益財団法人として認定を受けたため
------	--

	【参考】 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第2条及び第10条（抄）（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。 2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの（法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社は、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの
施行期日 附 則	令和4年7月1日 ただし、一般財団法人東京学校支援機構を公益財団法人東京学校支援機構に改める改正規定については、令和4年4月1日から適用

12 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例の廃止等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
再就職状況の公表 第22条第1項第2号 (削除)	【組織改正に伴う規定整備】 ○ 東京都立病院条例の廃止に伴い、同条例に関する規定を削除 ○ 号の削除に伴い、第3号及び第4号を繰上げ
別 表 第 一 (第9条関係)	【働きかけ規制適用除外団体の整備】 働きかけ規制適用除外団体について、「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則」の別表第一に合わせ、追加、廃止及び名称変更を行う。
施 行 期 日 附 則	令和4年7月1日 ただし、一般財団法人東京学校支援機構を公益財団法人東京学校支援機構に改める改正規定については、令和4年4月1日から適用

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
定年前再任用短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例 第12条の2見出し 第1項 第2項 第3項	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 ○ 「再任用職員等」→「定年前再任用短時間勤務職員等」 ○ 現行の再任用制度に関する規定を削除
長期勤続休暇 第26条の2第3項第4号	【定年の引き上げに伴う改正】 ○ 勤続25年の長期勤続休暇の取得可能期間を勤続26年に達する日が属する年度の1月1日から2年間とするものについて、年齢要件を引上げ 「勤続25年に達する日の属する年度の末日において <u>59歳</u> に満たない職で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの」 → 「勤続25年に達する日の属する年度の末日において <u>64歳</u> に満たない職で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの」
規定整備 第5条第1項 第11条第3項 第4項第4号 第5項 第11条の2見出し 第1号 第12条第1項第2号 第2項 第4項 第12条の3第2号 第26条第2項第4号 第28条の2第1項 第28条の3第1項第4号 別表第1	【定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正】 ○ 「法第28条の5第1項」→「法第22条の4第1項」 ○ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 ○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」

長期勤続休暇に関する経過措置 本体附則第4条 (新設)	【定年の段階的引き上げに伴う経過措置】 ○ 長期勤続休暇の取得可能期間を「勤続25年に達する日の属する年度の末日において64歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの」は勤続26年に達する日が属する年度の1月1日から2年間とする規定について、定年の段階的引き上げ期間中の年齢要件の経過措置を規定 <table border="1" data-bbox="536 398 1297 678"> <tr> <td>令和5年4月1日～令和7年3月31日</td><td>60歳</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和9年3月31日</td><td>61歳</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日～令和11年3月31日</td><td>62歳</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日～令和13年3月31日</td><td>63歳</td></tr> </table>	令和5年4月1日～令和7年3月31日	60歳	令和7年4月1日～令和9年3月31日	61歳	令和9年4月1日～令和11年3月31日	62歳	令和11年4月1日～令和13年3月31日	63歳
令和5年4月1日～令和7年3月31日	60歳								
令和7年4月1日～令和9年3月31日	61歳								
令和9年4月1日～令和11年3月31日	62歳								
令和11年4月1日～令和13年3月31日	63歳								
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日								
経過措置 附則第2項 附則第3項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 ○ 暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第12条の2第1項（定年前再任用短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）及び第28条の2第1項（特別休暇等の特例）を適用。暫定再任用の任期の更新も同様とすることを規定。 ○ 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用								

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
規 定 整 備 第1条の3 第12条	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前提任用短時間勤務職員」 ○ 地方公務員法「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」 【給与条例改正に伴う規定整備】 条例「第6条の2第1項及び第2項」→「第5条第10項及び第6条の2」
給 与 簿 別記様式第1号の2	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 「(注1)地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員（以下単に「再任用短時間勤務職員」という。）」 →「(注)地方公務員法第22条の4に基づく定年前提任用短時間勤務職員」 ○ (注2) → 削除
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用
附則第3項	改正前の別記様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「3」と同様の改正を行う（様式の改正を除く。）。

5 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
新規採用職員の特例 第2条の3	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」 ○ 定年前提任用短時間勤務職員について言い換えを整備
異動保障 第2条の4第1項 本体附則第3項	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 異動保障の対象となる職員から定年前提任用短時間勤務職員を除外
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日
定年退職者等の再任用に関する経過措置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

6 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「5」と同様の改正を行う。

7 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
範 囲 及 び 額 第2条第2項	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 地方公務員法「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」
経 過 措 置 本体附則第2項 (新設)	【給料月額7割措置を受ける職員に対する給料の調整額】 給料月額7割措置を受ける職員に対する給料の調整額は、区分に対応する額の70/100とする(100円未満四捨五入)
別 表 別表イ	【組織改正に伴う勤務箇所改正】 ○ 福祉保健局に都立病院支援部法人調整課を追加 ○ 病院経営本部を削除
施 行 期 日 附則第1項	令和4年7月1日 ただし、第2条第2項、本体附則第2項及び附則第2項の改正規定は、令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

8 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

9 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「7」と同様の改正を行う(組織改正に伴う改正を除く。)

10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
範 囲 及 び 額 第2条第2項	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」 ○ 「再任用職員」→「定年前提任用短時間勤務職員」 ○ 育児短時間勤務職員の言い換え規定を削除
経 過 措 置 本体附則（新設）	【給料月額7割措置を受ける職員に対する給料の特別調整額】 給料月額7割措置を受ける職員に対する給料の特別調整額は、別表第2の額の70/100とする（100円未満四捨五入）
別 表 第 1	【組織改正に伴う改正】 病院経営本部の廃止に伴い、病院経営本部に係る規定を削除
施 行 期 日 附則第1項	令和4年7月1日 ただし、第2条第2項、本体附則第2項並びに附則第2項及び第3項の改正規定は、令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 ○ 暫定再任用フルタイム勤務職員について、「別表第2」を「別表第3」と読み替えて規則を適用 ○ 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）

12 職員の給与に関する規程の一部改正（議会）

13 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）

14 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）

15 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）

16 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（警視）

17 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

18 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「10」と同様の改正を行う（組織改正に伴う改正を除く。）。

19 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
準ずる手当の月額 第6条第1項 第2項	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 異動又は採用により特地公署に勤務することになった定年前提任用短時間勤務職員に対する特地手当に準ずる手当の算定方法を規定（現行の再任用職員と同様） 【現行再任用制度廃止に伴う規定整備】 再任用職員に関する内容を削除
規 定 整 備 第3条第2項第4号 本体附則第1項	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」 ○ 「再任用職員」→「定年前提任用短時間勤務職員」 【給料月額7割措置の導入に伴う規定整備】 附則に見出し及び項を整備
条例附則第十項の 規定の適用を受け る職員の特地手当 の基礎額 本体附則第2項 （新設） 本体附則第3項 （新設）	【給料月額7割措置を受ける職員に対する特地手当の基礎額】 ○ 給料月額7割措置を受ける職員で、特地公署に勤務することとなった時点では給料月額7割措置の適用前であった職員に対する特地手当の基礎額に関する読替え 受けていた給料の月額 → 受けていた給料の月額×70/100 ○ 給料月額7割措置を受ける育児短時間勤務職員等に関する特地手当の額の基礎額は、人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額
条例附則第十項の 規定の適用を受け る職員の準ずる手 当の月額 本体附則第4項 （新設） 本体附則第5項 （新設）	【給料月額7割措置を受ける職員に対する特地手当に準ずる手当の月額】 ○ 給料月額7割措置を受ける職員で、住居移転を伴って特地公署に勤務することとなった時点では給料月額7割措置の適用前であった職員の特地手当に準ずる手当の月額に関する読替え 受けていた給料の月額 → 受けていた給料の月額×70/100 ○ 給料月額7割措置を受ける育児短時間勤務職員等に関する特地手当に準ずる手当の月額は、人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日

経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 ○ 暫定再任用職員について、定年前提前再任用短時間勤務職員とみなして特 地手当の基礎額及び特地手当に準ずる手当の月額に関する規定を適用 ○ 暫定再任用フルタイム勤務職員に対する育児短時間勤務の場合の特地 手当に準ずる手当の月額に関する読替え（現行の再任用職員と同様） 異動等の日 →採用の日以後初めて当該公署に勤務することとなった日
---	--

- 20 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 21 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 22 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 23 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 「Ⅱ」の「19」と同様の改正を行う。

24 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
均衡職員の範囲等 第5条第1号ロ	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用職員を単身赴任手当の支給対象とすることを規定

25 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「24」と同様の改正を行う。

26 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
成 績 率 第3条の4	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」→「第22条の4第1項」 ○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

27 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「26」と同様の改正を行う。

28 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
経 過 措 置 本体附則第2項 (新設)	【給料月額7割措置を受ける職員に対する管理職員特別勤務手当の額】 給料月額7割措置を受ける職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、区分に対応する額の70/100とする(100円未満四捨五入)
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

29 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「28」と同様の改正を行う。

30 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅰ」の「7」と同様の改正を行う。

31 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
義務教育等教員特別手当の月額 第4条	【定年前三任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 地方公務員法「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」 ○ 定年前三任用短時間勤務職員について言い換えを整備 ○ 地方公務員法「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員という。）」→「定年前三任用短時間勤務職員」
経 過 措 置 本体附則第3項 (新設)	【給料月額7割措置を受ける職員に対する義務教育等教員特別手当】 給料月額7割措置を受ける職員に対する義務教育等教員特別手当は、別表に掲げる額の70/100とする(10円未満切捨て)
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 ○ 暫定再任用フルタイム勤務職員の義務教育等教員特別手当について、別表定年前三任用短時間勤務職員の項に掲げる金額を用いて算出 ○ 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前三任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

32 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算 第4条	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 ○ 見出し「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 ○ 地方公務員法「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」
経 過 措 置 本体附則第4項 (新設) 本体附則第5項 (新設)	【給料月額7割措置を受ける職員の教職調整額の基礎となる給料月額】 ○ 学校職員給与条例本体付則第9項による額 ＝職員の属する級・号給に応じた額×70/100(100円未満四捨五入) ○ 教職調整額の算定に当たっては管理監督職勤務上限年齢調整額を含める
施 行 期 日 附則第1項	令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

33 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
経 過 措 置 本体付則第3項 (新設) 本体付則第4項 (新設)	【給料月額7割措置を受ける職員の産業教育手当の基礎となる給料月額】 ○ 学校職員給与条例本体付則第9項による額 ＝職員の属する級・号給に応じた額×70/100(100円未満四捨五入) ○ 産業教育手当の算定に当たっては管理監督職勤務上限年齢調整額を含める
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

34 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「33」と同様の改正を行う。

35 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都立病院の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
手当の支給範囲及び支給額 第2条	【都立病院の廃止に伴う規定整備】 「第43条の <u>8</u> 」→「第43条の <u>6</u> 」
支 給 方 法 第4条第1項 第2項	【都立病院関係手当の廃止に伴う規定整備】 ○ 削除：産科医業務手当、救急医療業務手当、分べん介助業務手当、 新生児担当医業務手当 ○ 「 <u>8</u> 特定看護分野従事手当」→「 <u>6</u> 特定看護分野従事手当」 ○ 「3 防疫等業務手当の(1)及び <u>(5)</u> 」 →「3 防疫等業務手当の(1)及び <u>(3)</u> 」 ○ 削除：「4 精神神経疾患診療等業務手当の(7)」、 「11 分べん介助業務手当」
防疫等業務手当に関する措置 附則第2項第1号 第2号	【都立病院廃止に伴う規定整備】 ○ 対象職員：「又は病院経営本部」→ 削除 ○ 支給範囲：「治療、看護」→「検体採取、移送」
別 表 手当番号1(5)、(6) 手当番号3(1)～(3) 手当番号4(1)、(7) 手当番号6(1)、(2) 手当番号11	【都立病院廃止に伴う支給範囲等の規定整備】 ○ 死体取扱・解剖等業務手当 「福祉保健局又は病院経営本部」 →「北療育医療センター又は府中療育センター」 「（監察医務院に所属する医師を除く）」→ 削除 「都立病院又はこれに準ずる医療施設若しくは入所施設」 →「北療育医療センター又は府中療育センター」 ○ 防疫等業務手当 「都立病院、」→ 削除 「治療、看護」→「検体採取、移送」 都立病院に所属する医師等に関する規定を削除 ○ 精神神経疾患診療等業務手当 松沢病院、墨東病院、多摩総合医療センターに関する規定を削除 ○ 放射線・有害物等取扱業務手当 都立病院に所属する医師等に関する規定を削除し、支給範囲に関する規定を整備 ○ 交替制勤務者等業務手当 都立病院に係る支給範囲及び支給額の規定を削除

手当番号14	○ 指導医業務手当 「都立病院、」→ 削除
手当番号17	○ 特定看護分野従事手当 「都立病院その他の医療機関」 →「北療育医療センター又は府中療育センター」
手当番号15、16 手当番号18、19	【都立病院関係手当の廃止】 削除：産科医業務手当、救急医療業務手当、分べん介助業務手当、 新生児担当医業務手当
施 行 期 日 附則第1項	令和4年7月1日
経 過 措 置 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以降に支給する場合 → 従前の例による。

36 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都立病院の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
第一種報酬の特例 附則第2項第1号	【都立病院の廃止に伴う規定整備】 ○ 「又は病院経営本部」→ 削除 ○ 「治療、看護」→「検体採取、移送」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年7月1日
経 過 措 置 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以降に支給する場合 → 従前の例による。

Ⅲ 人事委員会承認事項の廃止

1 東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて<廃止>

都立病院の業務を行う地方独立行政法人設立に伴い、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の取扱いを令和4年6月30日をもって廃止する。

4 総 人 職 第 338 号
令和 4 年 6 月 13 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 8 条、第 14 条第 5 項、第 16 条第 2 項及び第 20 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、関連規定の整備を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

4 教 人 勤 第 8 8 号
令和 4 年 6 月 1 3 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 9 条、第 15 条第 4 項、第 17 条第 2 項及び第 21 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、関連規定の整備を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都規則及び訓令の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、同条例第 12 条の 2 等の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則及び訓令

職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年東京都規則第 29 号）

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年東京都規則第 400 号）

職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）

地域手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 19 号）

職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）

特地勤務手当等支給規程（昭和 62 年東京都訓令第 9 号）

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教人勤第 1 1 1 号

令和 4 年 6 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の給与に関する条例施行規則等の改正について（協議・申請）

このことについて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 68 号）第 25 条等の規定に基づき協議及び承認方申請します。

番号	名 称	番号	根拠規定	備考
1	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第20条及び第25条	承認申請 及び協議
2	学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条第2項	承認 申請
3	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第3項	承認 申請
4	管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条の2第2項	承認 申請
5	学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条の3第3項	承認 申請
6	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第13条の2第3項	承認 申請
7	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第14条の2第4項	承認 申請
8	産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第15条の4第3項	承認 申請
9	定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第15条の5第3項	承認 申請
10	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第21条の2第4項	承認 申請
11	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第4項	承認 申請
12	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の3第5項	承認 申請

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都規則及び訓令の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 9 条等の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（平成 47 年東京都規則第 161 号）

給料の特別調整額に関する規程（昭和 32 年東京都訓令甲第 10 号）

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監. 警. 給. 審第3055号
令和4年6月14日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
大 石 吉 彦
(公 印 省 略)

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について
(申請)

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例
(昭和26年東京都条例第75号) 第9条第3項の規定に基づき承認方申請し
ます。

記

1 改正する訓令

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程 (平成7年3月31日訓
令甲第16号)

2 改正の理由

地方公務員法及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、上記訓令
の関連箇所に所要の改正の必要が生じたため

3 改正案文等

別添のとおり

4 施行年月日

令和5年4月1日

4 教人勤第 1 1 2 号

令和 4 年 6 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程等の改正について（申請）

このことについて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 13 条の 2 第 3 項及び第 13 条の 3 第 4 項等の規定に基づき承認方申請します。

番号	名 称	番号	根拠規定	備考
1	都立学校職員の特地勤務手当支給に関する規程	教委訓令第 号	職員の給与に関する条例第13条の2第3項及び第13条の3第4項	承認申請
2	東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程	教委訓令第 号	職員の給与に関する条例第13条の2第3項及び第13条の3第4項	承認申請
3	給料の特別調整額に関する規程	教委訓令第 号	職員の給与に関する条例第9条の2第3項	承認申請

4 議 総 第 2 5 2 号
令和 4 年 6 月 1 0 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三 宅 し げ き

(公 印 省 略)

職員の給与に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

職員の給与に関する規程（昭和 35 年東京都議会議長訓令甲第 2 号）

2 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号) 第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程(昭和 34 年東京都監査委員訓令甲第 3 号)
- 2 改正理由
地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

4人委総第215号
令和4年6月13日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

「給料の特別調整額に関する規程」の一部改正について

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第9条の2第3項において準用する同条例第9条第3項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

給料の特別調整額に関する規程(昭和32年東京都人事委員会訓令甲第1号)

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文等

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公 印 省 略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号)第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する訓令

給料の特別調整額に関する規程

(昭和 36 年東京都選挙管理委員会訓令甲第 1 号)

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文等

別添のとおり

監. 警. 給. 諸第 3052 号
令和 4 年 6 月 14 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
大 石 吉 彦
(公 印 省 略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）
下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和
26 年東京都条例第 75 号）第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程（昭和 35 年 4 月 15 日警視庁訓令甲第 14 号）
- 2 改正の理由
地方公務員法の改正に伴い、関連箇所に所要の改正の必要が生じたもの
- 3 改正案文等
別添のとおり
- 4 施行期日
令和 5 年 4 月 1 日

4 人 職 第 2 4 2 号
令和 4 年 6 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水 洋文
(公 印 省 略)

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年東京都条例第 7 5 号）第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する訓令

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和 3 2 年 4 月東京消防庁訓令甲第 3 号）

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、定年前再任用短時間勤務職員等について所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

4 東京漁調第 2 7 号
令和 4 年 6 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会 長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の
一部改正について(申請)

このことについて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行等に伴い、下記のとおり海区漁調訓令を改正する必要があるため、職員給与に関する条例（昭和 2 6 年東京都条例第 7 5 号）第 1 3 条の 2 第 3 項及び第 1 3 条の 3 第 4 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する訓令

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程
(平成 1 6 年東京海区漁業調整委員会訓令第 2 号)

2 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文等

別添のとおり

監. 警. 給. 諸第3053号
令和4年6月14日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
大 石 吉 彦
(公 印 省 略)

特地勤務手当等支給規程の一部改正について（申請）

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第13条の2第3項及び第13条の3第4項の規定に基づき承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日警視庁訓令甲第8号）
- 2 改正の理由
地方公務員法の改正に伴い、関連箇所に所要の改正の必要が生じたもの
- 3 改正案文等
別添のとおり
- 4 施行期日
令和5年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 22 条、第 37 条、第 43 条の 2 及び第 43 条の 6 の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正理由

都立病院の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

令和 4 年 6 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公 印 省 略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）を改正する必要があるので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 2 条第 4 項及び第 6 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

都立病院の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

4 総 人 人 第 6 0 3 号
令和 4 年 6 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小 池 百 合 子
(公印省略)

東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の
サービスの提供及び給与の取扱いの廃止について（申請）

このことについて、下記のとおり、取扱いを廃止することとしたいので、申請
します。

1 廃止する同意・承認事項

東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の
サービスの提供及び給与の取扱いについて（申請）
(昭和 63 年 1 月 13 日付 62 人委任第 159 号承認)

2 廃止理由

令和 4 年 7 月 1 日から、都立病院が地方独立行政法人へ移行し、対象者がい
なくなるため

3 会計年度任用職員に関する取扱い

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成
27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認）を別紙のとおり改正する。

4 廃止年月日

令和 4 年 6 月 30 日

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都人事委員会規則の一部改正等

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（13頁）
- 4 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（15頁）
- 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（16頁）
- 6 職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則＜新設＞（19頁）
- 7 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（43頁）
- 8 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（49頁）
- 9 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（50頁）
- 10 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（52頁）
- 11 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（53頁）
- 12 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（56頁）

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中第四項を第五項とし、同条第三項中「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長職員（異動期間（条例第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下第六条及び第七条において同じ。）（条例第九条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職（条例第六条第一項各号に掲げる職をいう。第六条及び第七条において同じ。）を占める職員をいう。）の勤務延長に係る東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認の

申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第三条を第二条とする

第四条の見出しを「（勤務延長に係る状況の報告）」に改め、同条中「任命権者は、」の下に「毎年」を、「勤務延長」の下に「（条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限」を加え、同条を第三条とする。

本則に次の五条を加える。

（管理監督職から除かれる職）

第四条 条例別表第一第四号の人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等は、別表第一に掲げる施設等とする。

2 条例第六条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職
- 二 前号に掲げる職のほか、人事委員会が定める職

3 条例第七条ただし書及び別表第二第三号の人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所は、別表第二に掲げる研究所とする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任）

第五条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

（管理監督職への任用の制限の特例）

第六条 任命権者は、異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。条例第十一条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

3 条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

一 行政系部長級職員の特定管理監督職群 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規

則第六十四号)第五条に規定する本庁行政機関(住宅政策本部(住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。)及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))を除く。)、同規程第六条に規定する地方行政機関、東京都教育庁出張所設置等に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号)第一条に規定する東京都教育庁出張所、東京都教育委員会規則第七十三号)第一条に規定する東京都教育事務所、東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第三百三十九号)第一条に規定する東京都学校経営支援センター、同条例第四條第一項に規定する支所、東京都教職員研修センター設置条例(平成十二年東京都条例第二百六号)第一条に規定する東京都教職員研修センター、東京都教育相談センター設置条例(平成十二年東京都条例第二百七号)第一条に規定する東京都教育相談センター、東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第一百十二号)第一条に規定する東京都立図書館、都立学校、東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号)第六条に規定する事業所、東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)第五条に規定する事業機関及び東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)第五条に規定する事業機関(以下この条においてこれらを「出

- 先機関」という。）に置かれる管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもつて充てる職並びに人事委員会が別に定める職
- 二 行政系課長級職員の特定管理監督職群 出先機関に置かれる管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員会が別に定める職（第三号及び第六号に規定するものを除く。）
- 三 行政専門職の特定管理監督職群 専門課長の職及び人事委員会が別に定める職
- 四 校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の校長の職並びに人事委員会が別に定める職
- 五 副校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の副校長の職並びに人事委員会が別に定める職
- 六 運輸系職員の特定管理監督職群 東京都交通局組織規程第六条に規定する事業所に置かれる管理監督職であつて職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員会が別に定める職（東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）第二条第二号に規定する交通局企業職員給料表（二）又は同条第三号に規定する交通局企業職員給料表（二）の二の適用を受ける職員の職に限る。）

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に対して報告するものとする。

（定年前再任用）

第八条 条例第十三条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な事項
前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

附則第二項中「第三条の規定は」を「第二条の規定は」に改める。

別表第一中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

別表第二中「第二条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 この規則による改正後の職員の定年等に関する条例施行規則第二条及び第三条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第○号。以下「改正条例」という。）附則第二条の規定による勤務延長（改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号。以下この条及び附則第四条において「新条例」という。）第四条の規定により引き続いて勤務させることをいう。）について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第三条に規定する定年）

を超える職（当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年）に達している職員とする。

（暫定再任用）

第三条 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用（改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を

行う職の職務遂行上必要な事項

2 改正条例附則第三条第五項又は改正条例附則第四条第三項において準用する改正条

例附則第三条第五項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

3 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第三条第三項若しくは改正条例附則第四条第三項において準用する改正条例附則第三条第三項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

（改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第四条 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第十三条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において

同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年であるものに限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則

職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一に」を「いずれかに」に、同条ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の休職の事由等に関する規則第二条ただし書に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二條の四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則

による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条第二号に規定する法第二十二
条の四の規定に基づく採用とみなす。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）を「第二十二条の四第一項の規定」に、「再任用職員（再任用の採用に関する）を「一定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十二条の四第一項の）」に改め、「（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）」を削る。

別表第一中「~~市田~~」を「~~市田~~」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の二第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。この場合において、改正後の規則第三条の二第三項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）以下「令和三年改正法」という。」附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、「退職とする」とあるのは、「退職（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする」とする。」とする。

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日
前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、な
お従前の例による。

職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）附則第十三項、第十五項、第十七項、第十八項及び第二十項並びに学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）付則第十二項、第十四項、第十五項及び第十七項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号。以下「定年条例」という。）第六条第一項各号に規定する管理監督職をいう。

二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

三 特例任用後降任職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、給与条例附則第十三項又は学校職員給与条例付則第十二項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において、第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。

四 特定日 給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項に規定する特定日をいう。

五 降格 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規

則第三号。以下「初任給規則」という。」第二条第三号又は学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号。以下「学校職員初任給規則」という。」第一条の二第二号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第五条第一項（学校職員給与条例が適用される職員にあつては、同条例第七条第一項）に規定する給料表（以下「給料表」という。」の適用を異にしない初任給規則別表第六（学校職員給与条例が適用される職員にあつては、学校職員初任給規則別表第二）に定める初任給基準表（第七条において「初任給基準表」という。」）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 降給 給与条例第六条第八項及び学校職員給与条例第八条第七項に規定する降給をいう。

九 上限額 給与条例第五条第三項又は学校職員給与条例第七条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条

第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号給）をいう。

（給与条例附則第十三項等の人事委員会規則で定める職員）

第三条 給与条例附則第十三項及び学校職員給与条例付則第十二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。）

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の変更をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（給与条例附則第十五項の人事委員会規則で定める職員）

第四条 給与条例附則第十五項の人事委員会規則で定める職員は、同項に規定する任命をされた日（以下「任命日」という。）以後に育児短時間勤務職員等となった職員とする。

（他の職への降任をされた職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給）

第五条 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員

のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日以後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後に当該各号に掲げる職員となった日以後、第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例付則第十四項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（次号に掲げる職員を除く。）異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受ける

こととなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日の前日において指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、異動日以後に給料表異動をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）

三 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降給を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となつた職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であつた職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満

の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（給料の切替えに伴う経過措置として、給与条例その他の条例において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額。以下同じ。）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であって同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第

一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第五条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用後降任職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給）

第六条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月

額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例付則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第七条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」と

いう。）に達しないこととなる職員には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例付則第十四項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（次号に掲げる職員を除く。）
仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、同日後に給料表異動をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月

額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて、千円に切り上げた額）

三 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降給をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降給を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）

に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（降任相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給）

第八条 降任相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特

例任用職員又は第三項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。）であつて、降任相当転任日（当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に当該規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

第九条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、降任相当転任日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この

条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給）

第十条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職

員又は初任給規則第二十一条の二の規定若しくは給料表異動により仮定異動期間末日の前のその者の号給等に対応する給料月額に達しないこととなった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の日前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、特例任用期間降格等職員となつた日の前のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の日前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（仮定異動期間末日の日前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員以外の職員にあつては当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額、仮定異動期間末日の日前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員にあつては当該額に五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給

料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者に対する給与条例附則第十八項の規定による給料の支給）

第十一条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となった職員であつて、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第十項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第一号又は第二号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第十一条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項の規定による給料として支給する。

一 任命日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項に規定する公安職俸給表（一）の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを

を百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第六条第一項に規定する公安職俸給表（一）の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）（人事交流等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給）

第十二条 給与条例、学校職員給与条例若しくは東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者からの異動により、又は初任給規則第十五条各号若しくは学校職員初任給規則第五条各号に掲げる者からの人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付

則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第号）による改正前の定年条例第三条第三号に掲げる職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十二条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては、特定日）以後、第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計

額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（この規則により難い場合の措置）

第十三条 任命権者は、定年の引上げに伴う給与の特例措置に関し、この規則により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十三項、第十五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員給与条例付則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

付則第二項の次に付則別表として次の二表を加える。

付則別表第 1 (付則第 2 項関係)

職員の区分 期間の区分		第 3 条第 2 号 の職員及び第 4 条第 2 号の 職員	第 3 条第 4 号 の職員及び第 4 条第 4 号の 職員	第 3 条第 6 号 の職員及び第 4 条第 6 号の 職員
(1)	採用の日又は第 4 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号の職員 となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌 年の 3 月 31 日までの期間	円 188,000	円 122,600	円 85,300
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日 までの期間	188,000	122,600	85,300

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	182, 100	117, 300	80, 800
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	176, 500	111, 900	76, 200
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	170, 800	106, 700	71, 700
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	165, 100	101, 400	67, 100
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	159, 500	96, 000	62, 600
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	153, 800	91, 100	58, 400
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	148, 100	86, 200	54, 200
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	142, 500	81, 400	50, 000
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	136, 600	76, 500	45, 900
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	130, 800	71, 700	41, 900
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	125, 800	67, 300	38, 200
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	120, 800	62, 900	34, 400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	116, 000	58, 500	30, 700
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	111, 200	55, 200	28, 100
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	106, 200	51, 900	25, 500
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	101, 400	48, 700	22, 900
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	96, 600	45, 600	20, 400
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	91, 800	42, 500	17, 800
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	87, 200	39, 500	15, 200
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	82, 600	36, 400	12, 600

付則別表第2（付則第2項関係）

職員の区分 期間の区分		第3条第7号の職員 及び第4条第7号の 職員
(1)	採用の日又は第4条第7号の職員となつた日から その者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した 日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 4,100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	3,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	2,700
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	1,700
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	600

ら 第
施 二 こ
行 条 の
す 第 規 附
る 一 則
。 項 は 則
第 、
四 令
号 和
の 五
改 年
正 四
規 月
定 一
は 日
、 か
令 ら
和 施
四 行
年 す
七 る
月 。
一 た
日 だ
か し
、

4 人 委 任 第 44 号
令和 4 年 6 月 22 日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和 4 年 7 月 1 日以降これにより実施してください。

記

第 3 条関係を削る。

別表規則第 2 条第 1 項第 4 号の職の項中「各病院」を削る。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの部一の項中

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	経営企画部長
東京都中央卸売市場	管理部長

を

東京都中央卸売市場	管理部長
-----------	------

に

「改め、同部二の項及び同部三の項中

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）

を

東京都中央卸売市場

東京都中央卸売市場

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

に改める。

令 和 4 年 6 月 22 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会

委 員 長 青 山 侑

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運
用 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運 用 に つ い て
（ 昭 和 50年 12月 25日 付 50人 委 第 1200号 ） 」 の 一 部 を 下 記 の
よ う に 改 正 し ま し た の で 、 令 和 4 年 7 月 1 日 以 降 こ れ に よ
り 実 施 し て く だ さ い 。

記

昇 格 時 職 務 区 分 別 号 給 表 関 係 （ 第 20条 関 係 ） 第 2 項 を 削
り 、 第 3 項 を 第 2 項 と し 、 第 4 項 か ら 第 11項 ま で を 1 項 ず
つ 繰 り 上 げ る 。

別 表 第 3 2 の 部 二 の 款 (1) の 項 中 「 海 技 専 攻 課 程 （ 海 上
技 術 コ ー ス （ 航 海 ） 及 び 同 コ ー ス （ 機 関 ） に 限 る 。 ） 及 び
海 技 課 程 専 修 科 」 を 「 海 技 課 程 専 修 科 若 し く は 航 海 専 科 又
は 海 技 専 攻 課 程 （ 海 上 技 術 コ ー ス （ 航 海 ） 及 び 同 コ ー ス （ 機
関 ） に 限 る 。 ） 」 に 改 め る 。

ピック競技大会組織委員会

に改める改正規定に限る。による改正後の公益的法人等

への東京都職員のパ遣等に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月 日

東京都 人事 委員会

●東京都人事委員会規則第 号

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
東京都職員 の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）
の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第一中 「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」 を「一般財団法人地方債協会」に、「

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を 「公益財団法人
公益財団法人

人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
人東京学校支援機構」 に、 「公益財団法人東京都
公益財団法人東京都

防災・建築まちづくりセンター
保健医療公社

「を「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンタ

」に、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」を

「特定非営利活動法人全国万
独立行政法人国際協力機構

引犯罪防止機構

「に改める。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行し、この規則（別表第一中

「一般財団法人地
一般財団法人東

方債協会

京学校支援機構

「を「一般財団法人地方債協会」に、「公益財団法人東京オリンピッ

ク・パラリンピック競技大会組織委員会」を

「公益財団法人東京オリンピッ
ク・パラリ
公益財団法人東京学校支援機構

ンピック競技大会組織委員会

「

に改める改正規定に限る。」による改正後の東京都職

員の退職管理に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7頁）
- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（13頁）
- 4 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（15頁）
- 5 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 6 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 7 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 8 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（25頁）
- 9 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（28頁）
- 10 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（29頁）
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）（33頁）
- 12 職員の給与に関する規程の一部改正（議会）（35頁）
- 13 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）（37頁）
- 14 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）（40頁）
- 15 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）（42頁）
- 16 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（警視）（44頁）
- 17 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（45頁）
- 18 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（47頁）

- 19 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）（50頁）
- 20 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（54頁）
- 21 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正（58頁）
- 22 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（62頁）
- 23 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）（65頁）
- 24 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（67頁）
- 25 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（68頁）
- 26 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（70頁）
- 27 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（71頁）
- 28 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（73頁）
- 29 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（74頁）
- 30 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（76頁）
- 31 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（82頁）
- 32 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則（85頁）
- 33 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（88頁）
- 34 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（90頁）
- 35 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（92頁）
- 36 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（94頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第三項、第四項第四号及び第五項、第十一条の二の見出し及び同条第一号並びに第十二条第一項第二号、第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「以前又は任期の更新前」を「以前」に、「採用又は任期の更新」を「採用」に改め、「又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」を削り、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第

一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条」を「とする。」任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改める。

第十二条の三第二号イ及びロ並びに第二十六条第二項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条の二第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第二十八条の二第一項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八条の三第一項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤務休暇に関する経過措置）

第四条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の

二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第一中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第十二条の二第一項及び第二十八条の二第一項の規定を適用する。この場合において

て、新規則第十二条の二第一項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、同条第二項中「以前」とあるのは「以前又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新（以下この項において「任期の更新」という。）前」と、「引き続き採用」とあるのは「引き続き採用又は任期の更新」と、「以後の勤務」とあるのは「以後の勤務又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」と、第二十八条の二第一項中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第五条第一項、第十一条第三項、第四項第四号及び第五項、第十一条の二第一号、第十二条第一項第二号、第二項及び第四項、第十二条の三第二号イ及びロ、第二十六条第二項第四号並びに第二十八条の三第一項第四号の規定を適用する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第四項、第五項第四号及び第七項、第十一条の二の見出し及び同条第一号並びに第十二条第一項第二号、第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前三任用短時間勤務職員等」に、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「以前又は任期の更新前」を「以前」に、「採用又は任期の更新」を「採用」と、「異動がなかったものとした」とあるのは「退職以前の勤務と採用以後の勤務

とが継続するものとみなした」に改め、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員条例第三条」を「とする。任期付職員条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改める。

第十二条の三第二号イ及びロ並びに第二十七条第二項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条の二第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第二十九条の二第一項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期付職員等」を「任期付職員」に改める。

第二十九条の三第一項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤務休暇に関する経過措置）

第三条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十七条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第一中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条

第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第十二条の二第一項及び第二十九条の二第一項の規定を適用する。この場合において、新規則第十二条の二第一項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、同条第二項中「以前」とあるのは「以前又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新（以下この項において「任期の更新」という。）前」と、「引き続き採用」とあるのは「引き続き採用又は任期の更新」と、「以後の勤務」とあるのは「以後の勤務又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」と、第二十九条の二第一項中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用

短時間勤務職員とみなして、新規則第五条第一項、第十一条第四項、第五項第四号及び第七項、第十一条の二第一号、第十二条第一項第二号、第二項及び第四項、第十二条の三第二号イ及びロ、第二十七条第二項第四号並びに第二十九条の三第一項第四号の規定を適用する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第六条の二第一項及び第二項」を「第六条第十項及び第六条の二」に改める。

第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別記様式第一号の二中「（注1）地方公務員法第28条の5に附する再任用短時間勤務職員（以下単に「再任用短時間勤務職員」という。）」を「（注）地方公務員法第22条の4第1項に基づき定年前再任用短時間勤務職員」に改め、
（注2）を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の給与に関

する条例施行規則第一条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第八条の二第一項及び第二項」を「第八条第九項及び第八条の二」に改める。

第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第一条の五に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「採用された者」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第二条の四第一項中「職員が」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

附則第三項中「受けていた職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の地域手当に関する規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第 号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「採用された者」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「なった」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第二条の四第一項中「職員が」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の地域手当に関する規則第二条の三に規定する定年

前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用につ

いては、当分の間、同項中「次の額」とあるのは、「次の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円

未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表イの表福祉保健局の部障害者施策推進部施設サービス支援課の項の次に次のように加える。

都立病院支援部法人調整課		
1 精神科病棟、精神医療の専門病院の病棟又は脳・神経難病医療の専門病院の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉（総務局長が指定する者に限る。）	2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（総務局長が指定する者に限る。） 3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）	四

1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。） 2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。） 3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）	二
--	----------

		1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師（総務局長が指定する者に限る。）	一

別表イの表病院経営本部の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び附則第二項の改正規定並びに次項の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。
付則に次の一項を加える。

5 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、
当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする。ただし、同表中ただし書の規定により定められた号給の職員にあつては、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。この規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

訓令甲第 号

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

警視總監 大 石 吉 彦

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法）に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「占める職員」を「占める職員をいう。）」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「職員の範囲及び調整額は、次表のとおり」とあるのは、「職員の範囲は次表のとおりとし、その調整額は当該範囲に対応した同表の調整額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都訓令第 号

庁 中 一 般

支 庁

事 業 所

収 用 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中「、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び」を「及び」に、

「健康安全研究センターの部長（企画

調整部長及び広域監視部長を除

く。）及び精度管理室長

都立病院の部長（看護部長を除く。）」

「健康安全研究センターの部長（企画

調整部長及び広域監視部長を除く。）」

及び精度管理室長

「、病院経営本部及び」を「及び」に、

「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）

の課長（総務課長を除く。）

病院経営本部（経営企画部及びサ-

ビス推進部に限る。）の課長（総務

課長を除く。）及び担当課長（職層

名専門副参事の職に限る。）

「住宅政策本部（住宅企画部、民間住

宅部及び都営住宅経営部に限る。）

の担当課長

病院経営本部（経営企画部及びサ-

ビス推進部に限る。）の担当課長（職

層名専門副参事の職を除く。）

「、保健所の保健対策課長」を「並びに保健所の保健対策課長」に、「（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）」、保健所の歯科保健担当課長」を「並びに保健所の歯科保健担当課長」に、

「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）に、

の課長（総務課長を除く。）

」

「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）に、

の担当課長

」

「北療育医療センター及び府中療育

センターの事務次長

神経病院の事務局次長

都立病院の科長

を「北療育医療センター及び府中療育
センターの事務次長」に改

める。

附 則

1 この訓令は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定及び本則の次に附則を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する前項ただし書に規定する改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都教育委員会訓令第 号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務の職を占める職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ

れ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の訓令第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都議会議員長訓令第五号

東京都議会議員会 局

職員 の 給 与 に 関 する 規 程 (昭 和 三 十 五 年 東 京 都 議 会 議 長 訓 令 甲 第 二 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

令 和 四 年 六 月 二 十 二 日

東京都議会議員 三 宅 し げ き

第 四 条 第 二 項 第 一 号 中 「 第 二 十 八 条 の 四 第 一 項 、 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 又 は 第 二 十 八 条 の 六 第 一 項 若 し く は 第 二 項 」 を 「 第 二 十 二 条 の 四 第 一 項 」 に 、 「 再 任 用 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 に 改 め 、 「 以 下 「 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 」 と い う 。 」 及 び 「 (以 下 「 算 出 率 」 と い う 。) 」 を 削 り 、 同 項 第 二 号 中 「 再 任 用 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 に 改 め 、 「 (法 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 に 規 定 する 短 時 間 勤 務 の 職 を 占 め る 職 員 に あ つ て は そ の 額 」 及 び 「 、 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 に あ つ て は そ の 額 に 算 出 率 を そ れ ぞ れ 」 を 削 り 、 「 額 と し 、 」 を 「 額 (」 に 改 め る 。

本 則 の 次 に 次 の 附 則 を 加 え る 。

附 則

条 例 附 則 第 十 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 職 員 に 対 する 第 四 条 第 二 項 第 一 号 の 規 定 の 適 用

については、当分の間、同号中「別表二の額」とあるのは、「別表二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表二」とあるのは、「別表三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第四条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都監査委員	山田ひろし
東京都監査委員	中山信行
東京都監査委員	茂垣之雄
東京都監査委員	岩田喜美枝
東京都監査委員	松本正一郎

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程

第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都選挙管理委員会訓令甲第一号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

東京都選挙管理委員会

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用

については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都人事委員会訓令第 号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用

については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

訓令甲第 号

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

警視總監 大 石 吉 彦

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程

給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第2項第1号の適用については、同号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の規程第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後	改正前
（範囲及び額） 第2条 [略] 2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2及び別表第3の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） <u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第4及び別表第5の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>	（範囲及び額） 第2条 [同左] 2 [同左] (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2及び別表第3の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。<u>以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u>にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） <u>(2) 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第4及び別表第5の額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>

第 3 条及び第 4 条 [略]	第 3 条及び第 4 条 [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）
附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の
東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用について
は、同号中「別表第 2 及び別表第 3」とあるのは、「別表第 4 及び別表第 5」とする。
- 3 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この訓令による改正
後の東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程第 2 条第 2 項第 1 号に規定する定年前
再任用短時間勤務職員とみなす。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第 号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

付則に次の一項を加える。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の管理職手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

●東京都訓令第 号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

特
地
勤
務
手
当
等
支
給
規
程
（
昭
和
六
十
二
年
東
京
都
訓
令
第
九
号
）
の
一
部
を
次
の
よ
う
に
改
正
す
る
。

令和四年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

第三
条
第
二
項
第
四
号
中
「
第
二
十
八
条
の
四
第
一
項
、
第
二
十
八
条
の
五
第
一
項
又
は
第
二
十
八
条
の
六
第
一
項
若
し
く
は
第
二
項
」
を
「
第
二
十
二
条
の
四
第
一
項
」
に
、
「
再
任
用
職
員
」
を
「
定
年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
」
に
改
め
る
。

第六
条
第
一
項
中
「
再
任
用
職
員
に
あ
つ
て
は
、
直
近
の
採
用
に
伴
い
最
初
に
当
該
公
署
に
勤
務
す
る
こ
と
と
な
つ
た
日
」
を
「
（
定
年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
で
あ
り
、
か
つ
、
異
動
等
の
日
が
当
該
職
員
と
し
て
採
用
さ
れ
た
日
よ
り
前
で
あ
る
場
合
は
、
当
該
採
用
の
日
以
後
初
め
て
特
地
公
署
に
勤
務
す
る
こ
と
と
な
つ
た
日
」
に
改
め
、
同
条
第
二
項
各
号
中
「
再
任
用
職
員
に
あ
つ
て
は
、
直
近
の

採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」と

いう。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「新規規程」という。）第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日）」とする。

●東京都教育委員会訓令第 号

教 育 庁

教 育 庁 出 張 所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第 八号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東 京 都 教 育 委 員 会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日」を「定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日」に改め、同条第二項各号中「（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定によ

り採用された職員は、この訓令による改正後の東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（以下「新規程」という。）第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

3

改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日）」とする。

●東京都教育委員会訓令第 号

都立大島高等学校

都立三宅高等学校

都立八丈高等学校

都立小笠原高等学校

都立新島高等学校

都立神津高等学校

都立大島海洋国際高等学校

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓
令第九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八

条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日」を「定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特設学校に勤務することとなつた日」に改め、同条第二項各号中「（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日）」を削る。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特設手当の基礎額）

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応す

る額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。」及び同日に受けていた」とする。

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」であるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

6 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員

であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（以下「新規規程」という。）第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地学校に勤務することとなつた日）」とする。

●東京海区漁業調整委員会訓令第一号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月〇日

東京海区漁業調整委員会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「（再任用職員にあっては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）」を「（定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日）」に改め、同条第二項各号中「（再任用職員にあっては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当

分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た

額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

- 5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程（以下「新規程」という。）第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

- 3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日）」とする。

訓令甲第 号

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

警視總監 大 石 吉 彦

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項中「再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署」を「定年前提任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合には、当該採用の日以降初めて特地公署」に改め、同条第2項各号中「（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の4項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員 の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。
- 3 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地手当の基礎額は、同条第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視總監が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

- 4 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第13条の3第2項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。)及び同日に受けていた」とする。
- 5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第6条第2項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視総監が別に定めるところにより算出した額とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の特勤勤務手当等支給規程(以下「新規程」という。)第3条第2項第4号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第6条第1項の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する新規程第6条第2項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合には、当該採用の日以降初めて特勤公署に勤務することとなつた日)」とする。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号口に規定する採用とみなす。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号から第八号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第 号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項を次のように改める。

2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、
当分の間、同条中「別表第一」とあるのは「付則別表第一」と、
「別表第二」とあるのは「付則別表第二」とする。

付則第三項を削る。

付則第二項の次に付則別表として次の二表を加える。

付則別表第 1 (付則第 2 項関係)

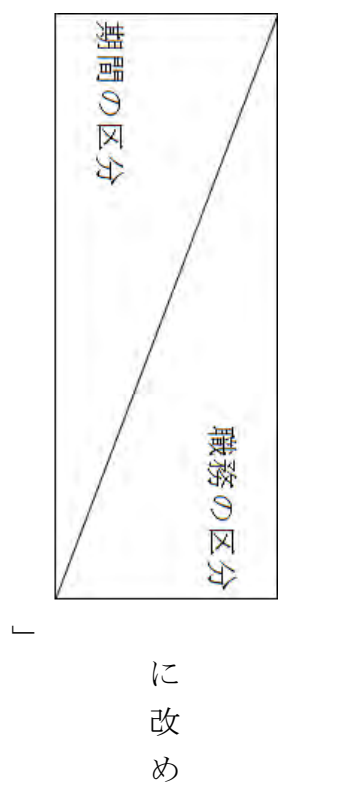
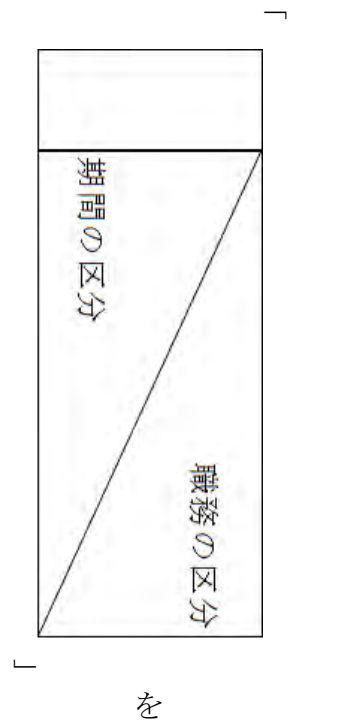
職務の区分 期間の区分		第 3 条第 1 号の職員及び第 4 条第 1 号の職員	第 3 条第 2 号の職員及び第 4 条第 2 号の職員	第 3 条第 3 号の職員及び第 4 条第 3 号の職員
(1)	採用の日又は第 4 条第 1 号から第 3 号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の 3 月 31 日までの期間	円 214, 800	円 188, 000	円 122, 600
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	214, 800	188, 000	122, 600

(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,800	188,000	122,600
(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	208,800	182,100	117,300
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	202,700	176,500	111,900
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	196,500	170,800	106,700
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	190,300	165,100	101,400
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	184,000	159,500	96,000
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	177,800	153,800	91,100
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,600	148,100	86,200
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	165,400	142,500	81,400
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	159,200	136,600	76,500
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	153,000	130,800	71,700
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	147,800	125,800	67,300
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	142,700	120,800	62,900
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	137,600	116,000	58,500
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	132,300	111,200	55,200
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	127,100	106,200	51,900
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	121,900	101,400	48,700
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,800	96,600	45,600
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,700	91,800	42,500
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,600	87,200	39,500
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,500	82,600	36,400

付則別表第 2（付則第 2 項関係）

職務の区分 期間の区分		第 3 条第 4 号の職員及 び第 4 条第 4 号の職員
(1)	採用の日又は第 4 条第 4 号の職員となつた日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の 3 月 31 日までの期間	円 4, 100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	3, 800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	2, 700
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	1, 700
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	600

別表第一中



る。

別表第二中「なつた」を「なつた」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四條中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「占める職員」の下に「（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同條第一號中「地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、
当分の間、同条各号中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に百分の七
十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた
額」とする。

別表中「甲田中鐵山」を「甲田中鐵山勤務鐵山」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定の適用については、別表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条各号の別表に掲げる額として算出する。
- 3 改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、改正後の規則第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）付則第九項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

5 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項

又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第四条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和
年
月
日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十三條の八」を「第四十三條の六」に改める。

第四条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、同条第二項第三号中「(5)」を「(3)」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削る。

附則第二項第一号中「又は病院経営本部」を削り、「治療、看護」を「検体採取、移送」に改め、同項第三号中「又は病院経営本部」を削る。

別表1の部(5)の項中「福祉保健局又は病院経営本部」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、「（監察医務院に所属する医師を除く。）」を削り、同部(6)の項中「都立病院又はこれに準ずる医療施設若しくは入所施設」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、同表3の部(1)の項中「都立病院、」を削り、「治療、看護」を「検体採取、移送」に改め、同部中(2)の項及び(3)の項を削り、(4)の項を(2)の項とし、(5)の項を(3)の項とし、同表4の部中(1)の項を削り、(2)の項を(1)の項とし、(3)の項を(2)の項とし、同部(4)の項中「(3)」を「(2)」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部(5)の項中「(3)」を「(2)」に改め、同項を同部(4)の項とし、同部(6)の項中「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に改め、同項を同部(5)の項とし、同部(7)の項を削り、同表6の部(1)の項中「次に掲げる職員が、次に掲げる」を「保健所その他医療関係の機関において、エ

ックス線操作に従事する診療放射線技師又はその助手が、当該」に改め、同項ア及びイを削り、同部(2)の項中「都立病院、」及び「(1)に規定するものを除く。」を削り、「看護師」の下に「(准看護師を含む。以下同じ。)」を加え、「臨床工学技士若しくは」を「臨床工学技士又は」に、「診療若しくは」を「診療又は」に、「エックス線操作若しくは」を「エックス線操作又は」に改め、「又は駒込病院に所属する看護師若しくは一般技能職員(看護の助手に当たる者に限る。)」が、放射線治療病室その他の場所において、患者の看護若しくは術処理補助業務若しくは汚染物の処理業務に従事したとき」を削り、同表11の部(2)の項中「都立病院、」を削り、同部(3)の項を削り、同表14の項中「都立病院、」を削り、同表15の項及び16の項を削り、同表17の項中「都立病院その他の医療機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改め、同項を同表15の項とし、同表18の項及び19の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「又は病院経営本部」を削り、「治療、看護」を「検体採取、移送」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則附則第二項第一号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

4 総 人 人 第 6 0 3 号
令和 4 年 6 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小 池 百 合 子
(公印省略)

東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の
サービスの提供及び給与の取扱いの廃止について（申請）

このことについて、下記のとおり、取扱いを廃止することとしたいので、申請
します。

1 廃止する同意・承認事項

東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の
サービスの提供及び給与の取扱いについて（申請）
(昭和 63 年 1 月 13 日付 62 人委任第 159 号承認)

2 廃止理由

令和 4 年 7 月 1 日から、都立病院が地方独立行政法人へ移行し、対象者がい
なくなるため

3 会計年度任用職員に関する取扱い

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成
27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認）を別紙のとおり改正する。

4 廃止年月日

令和 4 年 6 月 30 日

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和4年7月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 9 まで （現行のとおり）					1 から 9 まで （略）				
10 （削除）					10	62人委任第159号	東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
10	4人委任第189号	骨髓等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない	11	4人委任第189号	骨髓等の提供及び献血に係る職員の職務専念義務の免除等について	免除する	免除しない
11	6人委任第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない	12	6人委任第239号	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について	免除しない	免除しない
12	7人委任第	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の服務	免除しない	免除しない	13	7人委任第	東京都職員互助協議会の役員に選任された職員の服務	免除しない	免除しない

	196号	に専念する義務の免除及び 給与減額免除の取扱いにつ いて				196号	に専念する義務の免除及び 給与減額免除の取扱いにつ いて		
<u>13</u>	7人委 任第 226号	人間ドックの受診に係る職 員の職務専念義務の免除及 び給与減額の免除について	免除しない	免除しない	<u>14</u>	7人委 任第 226号	人間ドックの受診に係る職 員の職務専念義務の免除及 び給与減額の免除について	免除しない	免除しない
<u>14</u>	9人委 任第 224号	妊産婦である職員が休養を 要する場合の職務に専念す る義務の免除及び給与減額 の免除について			<u>15</u>	9人委 任第 224号	妊産婦である職員が休養を 要する場合の職務に専念す る義務の免除及び給与減額 の免除について		
		ア 妊娠中の休憩に関す る措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又 は助産師の指導により 休養又は補食の必要が あるとされた場合	免除する	免除する			ア 妊娠中の休憩に関す る措置に係るもの 妊娠中の職員で、医師又 は助産師の指導により 休養又は補食の必要が あるとされた場合	免除する	免除する
		イ 妊娠中又は出産後の 症状等に対応する措置 に係るもの 妊娠中及び出産後1年 を経過していない職員 で、医師又は助産師の指 導により勤務時間短縮 の必要があるとされた 場合	免除する	免除する ただし、他 の規定によ り勤務しな いことを承 認している 時間との合 計が、1日 に4時間を 超えない場 合で、その 範囲内で承 認されたも のに限る			イ 妊娠中又は出産後の 症状等に対応する措置 に係るもの 妊娠中及び出産後1年 を経過していない職員 で、医師又は助産師の指 導により勤務時間短縮 の必要があるとされた 場合	免除する	免除する ただし、他 の規定によ り勤務しな いことを承 認している 時間との合 計が、1日 に4時間を 超えない場 合で、その 範囲内で承 認されたも のに限る
<u>15</u>	13人委 任第 107号	再任用職員の採用（更新） 選考を受験する場合の職員 の服務及び給与の取扱いに ついて	免除しない	免除しない	<u>16</u>	13人委 任第 107号	再任用職員の採用（更新） 選考を受験する場合の職員 の服務及び給与の取扱いに ついて	免除しない	免除しない

<u>16</u>	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 以下の所定 勤務日数に 応じた日数 の範囲内と し、月4日 未満又は年 48日未満の 場合は免除 しない。 ア 週4日 以上、月15 日以上又は 年169日 以上の場 合23日 イ 週3日、 月11日 から14日 まで又は 年121日 から168 日までの 場合12日 ウ 週2日、 月7日 から10日 まで又は 年73日 から120 日までの 場合7日 エ 週1日、 月4日 から6日 まで又	免除しない	<u>17</u>	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一 年度につき 以下の所定 勤務日数に 応じた日数 の範囲内と し、月4日 未満又は年 48日未満の 場合は免除 しない。 ア 週4日 以上、月15 日以上又は 年169日 以上の場 合23日 イ 週3日、 月11日 から14日 まで又は 年121日 から168 日までの 場合12日 ウ 週2日、 月7日 から10日 まで又は 年73日 から120 日までの 場合7日 エ 週1日、 月4日 から6日 まで又	免除しない
-----------	------------	------------------------------	---	-------	-----------	------------	------------------------------	---	-------

			は年48日から72日までの場合 2日				は年48日から72日までの場合 2日	
<u>17</u>	4人委任第24号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<u>18</u>	4人委任第24号	国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない 免除しない

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 4 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（12頁）
- 6 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（14頁）
- 7 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（17頁）
- 8 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 9 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（20頁）
- 10 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（22頁）
- 11 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（23頁）
- 12 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（25頁）
- 13 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（34頁）
- 14 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（42頁）
- 15 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（44頁）
- 16 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 17 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（48頁）
- 18 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（50頁）
- 19 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（58頁）
- 20 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（60頁）
- 21 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（62頁）
- 22 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）（68頁）

- 23 職員の給与に関する規程の一部改正（議会）（70頁）
- 24 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）（72頁）
- 25 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）（74頁）
- 26 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）（76頁）
- 27 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（警視）（78頁）
- 28 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（80頁）
- 29 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（82頁）
- 30 特地勤務手当等支給規程の一部改正（知事）（84頁）
- 31 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（89頁）
- 32 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正（94頁）
- 33 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（98頁）
- 34 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）（102頁）
- 35 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（108頁）
- 36 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（109頁）
- 37 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（110頁）
- 38 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（112頁）
- 39 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（114頁）
- 40 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（115頁）
- 41 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（116頁）
- 42 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（121頁）
- 43 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則（124頁）
- 44 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（125頁）
- 45 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（126頁）
- 46 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（127頁）
- 47 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（136頁）

職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (昭 和 五 十 九 年 東 京 都 人 事 委 員 会 規 則 第 五 号)	新 旧 対 照 表 (抄)
改 正 案	現 行
第 一 条 (現 行 の と お り) (削 除) (勤 務 延 長) 第 二 条 (現 行 の と お り) 2 (現 行 の と お り) 3 条 例 第 四 条 第 一 項 但 し 書 の 規 定 に よ る 異 動 期 間 延 長 職 員 (異 動 期 間 (条 例 第 九 条 第 一 項 に 規 定 す る 異 動 期 間 を い う 。 以 下 第 六 条 及 び 第 七 条 に お い て 同 じ 。) (条 例 第 九 条 の 規 定 に よ り 延 長 さ れ た 期 間 を 含 む 。) が 延 長 さ れ た 管 理 監 督 職 (条 例 第 六 条 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 職 を い う 。 第 六 条 及 び 第 七 条 に お い て 同 じ 。) を 占 め る 職 員 を い う 。) の 勤 務 延 長 に 係 る 東 京 都 人 事 委 員 会 (以 下 「 人 事 委 員 会 」 と い う 。) の 承 認 の 申 請 は 、 人 事 委 員 会 が 別 に 定 め る 様 式 に よ る 申 請 書 に よ っ て 行 う も の と す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 当 該 申 請 書 に は 、 前 項 の 職 員 の 同 意 を 得 た こ と を 証 す る 書 面 を 添 付 す る も の と す る 。	第 一 条 (略) (施 設 等 の 範 囲) 第 二 条 条 例 別 表 第 一 第 四 号 の 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 医 療 業 務 を 担 当 す る 部 署 等 の あ る 施 設 等 は 、 別 表 第 一 に 掲 げ る 施 設 等 と す る 。 2 条 例 別 表 第 二 第 三 号 及 び 別 表 第 三 の 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 医 療 福 祉 系 の 研 究 所 は 、 別 表 第 二 に 掲 げ る 研 究 所 と す る 。 (勤 務 延 長) 第 三 条 (略) 2 (略) (新 設)

4| 条例第四条第二項の規定による勤務延長の期限の延長に係る人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行ふものとする。この場合において、当該申請書には、第二項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

5| (現行のとおり)

(勤務延長に係る状況の報告)

第三条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の事由及び期限の状況を人事委員会に対して報告するものとする。

(管理監督職から除かれる職)

第四条 条例別表第一第四号の人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等は、別表第一に掲げる施設等とする。

2| 条例第六条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一| 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職

二| 前号に掲げる職のほか、人事委員会が定める職

3| 条例第七条ただし書及び別表第二第三号の人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所は、別表第二に掲げる研究所とする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第五条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

3| 条例第四条第二項の規定による勤務延長の期限の延長に係る東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行ふものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4| (略)

(状況の報告)

第四条 任命権者は、五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に対して報告するものとする。

(新設)

(新設)

(管理監督職への任用の制限の特例)

第六条 任命権者は、異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。条例第十一条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

3 条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式による申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

- 一 行政系部長級職員の特定管理監督職群 東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)第五条に規定する本庁行政機関(住宅政策本部(住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))を除く。)、同規程第六条に規定する地方行政機関、東京都教育庁出張所設置等に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号)第一条に規定する東京都教育庁出張所、東京都教育事務所設置等に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号)第一条に規定する東京都教育事務所、東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第百三十九号)第一条に規定する東京都学校経営支援センター、同条例第四条第一項に規定する支所、東京都教職員研修センター設置条例(平成十

(新設)

二年東京都条例第二百六号)第一条に規定する東京都教職員研修センター、東京都教育相談センター設置条例(平成十二年東京都条例第二百七号)第一条に規定する東京都教育相談センター、東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第一百十二号)第一条に規定する東京都立図書館、都立学校、東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号)第六条に規定する事業所、東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)第五条に規定する事業機関及び東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)第五条に規定する事業機関(以下この条においてこれらを「出先機関」という。)に置かれる管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもつて充てる職並びに人事委員会が別に定める職

二 行政系課長級職員の特定管理監督職群 出先機関に置かれる管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員会が別に定める職(第二号及び第六号に規定するものを除く。)

三 行政専門職の特定管理監督職群 専門課長の職及び人事委員会が別に定める職

四 校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の校長の職並びに人事委員会が別に定める職

五 副校長の特定管理監督職群 都立学校及び区市町村立学校の副校長の職並びに人事委員会が別に定める職

六 運輸系職員の特定管理監督職群 東京都交通局組織規程第六条に規定する事業所に置かれる管理監督職であつて職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもつて充てる職及び人事委員

会が別に定める職（東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）第二条二号に規定する交通局企業職員給料表（二）又は同条第三条に規定する交通局企業職員給料表（二）の二の適用を受ける職員の職に限る。）	（異動期間の延長に係る状況の報告）	第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に対して報告するものとする。	（定年前再任用）	第八条 条例第十三条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。 - 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績 - 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項	2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。	附 則	1 （現行のとおり）	（経過措置）	2 第二条の規定は、条例附則第六項において準用する条例第四条の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により
（新設）	（新設）	附 則 1 （現行のとおり） （経過措置） 2 第三条の規定は、条例附則第六項において準用する条例第四条の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により退職							

退職する職員を引き続いて勤務させる場合について準用する。 別表第一（<u>第四条第一項関係</u>） 一から五まで（現行のとおり） 別表第二（<u>第四条第三項関係</u>） （現行のとおり）	する職員を引き続いて勤務させる場合について準用する。 別表第一（<u>第二条第一項関係</u>） 一から五まで（略） 別表第二（<u>第二条第二項関係</u>） （略）
---	---

職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条 （現行のとおり） （休職の事由） 第二条 職員が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。ただし、非常勤職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）には、第一号及び第二号の規定は、適用しない。 一から四まで （現行のとおり） 第三条から第五条まで （現行のとおり）	第一条 （略） （休職の事由） 第二条 職員が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項に該当する場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、これを休職することができる。ただし、非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）には、第一号及び第二号の規定は、適用しない。 一から四まで （略） 第三条から第五条まで （略）

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年人事委員会規則第三号）
新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条 （現行のとおり） （人事委員会に対する苦情相談） 第二条 （現行のとおり） 一 （現行のとおり） 二 法第二十二條の四の規定に基づく採用に関する苦情相談 第三条から第十条まで （現行のとおり）	第一条 （略） （人事委員会に対する苦情相談） 第二条 （略） 一 （略） 二 法第二十八條の四又は第二十八條の五の規定に基づく採用に関する苦情相談 第三条から第十条まで （略）

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第八条まで（現行のとおり） （定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第八条の二（現行のとおり） 第九条から第二十条まで（現行のとおり） 別表（現行のとおり）	第一条から第八条まで（略） （再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第八条の二（略） 第九条から第二十条まで（略） 別表（略）

改正案	現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） （島しょ等における退職者の旅費） 第三条の二（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職とする。	第一条から第三条まで（略） （島しょ等における退職者の旅費） 第三条の二（略） 2（略） 3 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条の規定により臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び再任用職員（再任用の採用に関する規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする。

4及び5 (現行のとおり) 第四条から第十条まで (現行のとおり) 別表第一 (第二条関係) ア 行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級(定年前再任用短時間勤務職員を除く。) (現行のとおり) イ 定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級 (現行のとおり) ウ (現行のとおり) 別表第二から別表第四まで (現行のとおり)	4及び5 (略) 第四条から第十条まで (略) 別表第一 (第二条関係) ア 行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級(再任用職員を除く。) (略) イ 再任用職員の行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級 (略) ウ (略) 別表第二から別表第四まで (略)
---	---

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号） 改正案	新旧対照表（抄） 現行
第一条（現行のとおり） （職及び職員の範囲） 第二条（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 保健所等の公署に置かれる職で、人事委員会の定めるもの 五及び六（現行のとおり） 2（現行のとおり） 第三条から第十条まで（現行のとおり） 付則 1（現行のとおり） 2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第二」とあるのは「付則別表第二」とする。 （削除） 付則別表第一（付則第二項関係）	第一条（略） （職及び職員の範囲） 第二条（略） 一から三まで（略） 四 保健所及び都立病院等の公署に置かれる職で、人事委員会の定めるもの 五及び六（略） 2（略） 第三条から第十条まで（略） 付則 1（略） 2 第六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年十一月三十日以前の結核性疾患による休養期間は、休職の期間に含むものとする。 3 昭和三十六年四月一日からこの規則施行の日の前日までの間にかかる本手当支給については、第七条の規定にかかわらずこの規則施行日以降の日に支給するものとする。 （新設）

付則別表第二(付則第二項関係)

(新設)

付則別表第二 (付則第二項関係)

職員の区分		第3条第7号の職員 及び第4条第7号の 職員
期間の区分		
(1)	採用の日又は第4条第7号の職員となった日から その者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した 日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 4,100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	3,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	2,700
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	1,700
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月 31日までの期間	600

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (略)

初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和42年3月30日付42人委発第113号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																
第2条関係（現行のとおり） （削除） 第4条関係からその他まで（現行のとおり） 別表 <table> <tr> <th>区分</th><th>公署</th></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第1号の職</td><td>（現行のとおり）</td></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第3号の職</td><td>（現行のとおり）</td></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第4号の職</td><td>職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校</td></tr> </table>	区分	公署	規則第2条第1項第1号の職	（現行のとおり）	規則第2条第1項第3号の職	（現行のとおり）	規則第2条第1項第4号の職	職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校	第2条関係（略） <u>第3条関係</u> 第7号中「人事委員会がこれらに準ずると認めるもの」とは、採用試験又は選考に伴う内部職員の能力認定に合格し、第2条第2項の職に採用された者をいう。 第4条関係からその他まで（略） 別表 <table> <tr> <th>区分</th><th>公署</th></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第1号の職</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第3号の職</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>規則第2条第1項第4号の職</td><td>職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 各病院 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校</td></tr> </table>	区分	公署	規則第2条第1項第1号の職	（略）	規則第2条第1項第3号の職	（略）	規則第2条第1項第4号の職	職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 各病院 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校
区分	公署																
規則第2条第1項第1号の職	（現行のとおり）																
規則第2条第1項第3号の職	（現行のとおり）																
規則第2条第1項第4号の職	職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校																
区分	公署																
規則第2条第1項第1号の職	（略）																
規則第2条第1項第3号の職	（略）																
規則第2条第1項第4号の職	職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール診療所 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。） 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 府中療育センター 各病院 教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 東京消防庁安全推進部 警視庁健康管理本部 警察学校																

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号） 新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第三十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第七まで（現行のとおり） 別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）				第一条から第三十五条まで（略） 別表第一から別表第七まで（略） 別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）			
イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表				イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表			
職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給	職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
一	機関又は組織の名称	職	（現行の とおり）	機関又は組織の名称	職	（略）	（略）
	本庁及び東京都住宅政策本部	（現行のとおり）		本庁及び東京都住宅政策本部	（略）		
	東京都中央卸売市場	管理部長		東京都病院経営本部 （都立病院を除く。）	経営企画部長		
	東京都職員共済組合事務局から東京都議会議事局まで	（現行のとおり）		東京都中央卸売市場	管理部長		
二	本庁	（現行のとおり）	（現行の とおり）	本庁	（略）	（略）	（略）
	東京都住宅政策本部			東京都住宅政策本部			
	東京都中央卸売市場	（現行のとおり）		東京都病院経営本部 （都立病院を除く。）			
	東京都職員共済組合事務局			東京都中央卸売市場	（略）		

	地方公務員災害補償基金東京都支部から東京都議会議会局まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	本庁	(現行のとおり)	
	東京都住宅政策本部	(現行のとおり)	
	<u>東京都中央卸売市場</u>		
三	東京都職員共済組合事務局	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	東京都教育庁		
	警視庁本部から東京都議会議会局まで		
	本庁等（警視庁本部を除く。）	(現行のとおり)	
ロ 公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表 (現行のとおり)			

	地方公務員災害補償基金東京都支部から東京都議会議会局まで	(略)	(略)
	本庁	(略)	
	東京都住宅政策本部	(略)	
	東京都病院経営本部		
	(都立病院を除く。)		
三	<u>東京都中央卸売市場</u>	(略)	(略)
	東京都職員共済組合事務局		
	東京都教育庁		
	警視庁本部から東京都議会議会局まで	(略)	
四	本庁等（警視庁本部を除く。）	(略)	(略)
ロ 公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表 (略)			

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改 正 案			現 行		
第1条関係から経験年数換算表関係まで（現行のとおり） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係） 1（現行のとおり） （削除） 2から10まで（現行のとおり） 別表第1から別表第2の3まで（現行のとおり） 別表第3 学歴免許等資格区分表（学歴免許等資格区分表関係）			第1条関係から経験年数換算表関係まで（略） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係） 1（略） 2 イの表の職務区分一の項（同表の職務区分二の項及び職務区分三の項において同じ。）に規定する東京都病院経営本部（都立病院を除く。）における「都立病院」とは、東京都立病院条例（昭和36年東京都条例第13号）第1条に規定する東京都立病院をいう。 3から11まで（略） 別表第1から別表第2の3まで（略） 別表第3 学歴免許等資格区分表（学歴免許等資格区分表関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
区分	学歴区分		区分	学歴区分	
1 大学卒	（現行のとおり）	（現行のとおり）	1 大学卒	（略）	（略）
2 短大卒	一 短大3卒	（現行のとおり）	2 短大卒	一 短大3卒	（略）
	二 短大2卒	(1) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の <u>海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）</u> （旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (2)から(33)まで（現行のとおり）		二 短大2卒	(1) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の <u>海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業</u> (2)から(33)まで（略）

3 高校卒	(現行のとおり)	(現行のとおり)
4 中学卒	(現行のとおり)	(現行のとおり)

3 高校卒	(略)	(略)
4 中学卒	(略)	(略)

改 正 案	現 行
第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 （削除） 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から公益財団法人全国市町村研修財団まで 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 公益財団法人東京学校支援機構 公益財団法人東京観光財団から公益財団法人東京都福祉保健財団まで 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター （削除） 公益財団法人東京都歴史文化財団から地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターまで 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京信用保証協会から東京都職業能力開発協会まで 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで 別表第二（第二条関係）（現行のとおり）	第一条から第三条まで（略） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京学校支援機構 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から公益財団法人全国市町村研修財団まで 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 （新設） 公益財団法人東京観光財団から公益財団法人東京都福祉保健財団まで 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 公益財団法人東京都保健医療公社 公益財団法人東京都歴史文化財団から地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターまで 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター （新設） 東京信用保証協会から東京都職業能力開発協会まで 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 （新設） 独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで 別表第二（第二条関係）（略）

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （再就職状況の公表） 第二十二条（現行のとおり） 一（現行のとおり） （削除） 二（現行のとおり） 三（現行のとおり） 2（現行のとおり） 第二十三条（現行のとおり） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 （削除） 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から公益財団法人全国市町村研修財団まで 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 公益財団法人東京学校支援機構 公益財団法人東京観光財団から公益財団法人東京都福祉保健財団まで 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター （削除） 公益財団法人東京都歴史文化財団から東京都職業能力開発協会まで	第一条から第二十一条まで（略） （再就職状況の公表） 第二十二条（略） 一（略） 二 離職日において、職員給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた職員のうち、東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第一項に規定する東京都立病院の副院長の職に就いていた職員 三（略） 四（略） 2（略） 第二十三条（略） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人救急振興財団から一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会まで 一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京学校支援機構 一般財団法人東京港湾福利厚生協会から公益財団法人全国市町村研修財団まで 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 （新設） 公益財団法人東京観光財団から公益財団法人東京都福祉保健財団まで 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 公益財団法人東京都保健医療公社 公益財団法人東京都歴史文化財団から東京都職業能力開発協会まで

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで 別表第二(第九条関係) (現行のとおり)	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 (新設) 独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで 別表第二(第九条関係) (略)
--	---

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第四条まで （現行のとおり） （船員の勤務時間等の特例） 第五条 条例第八条に規定する場合の正規の勤務時間、週休日等は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十条から第六十二条までの各規定に定められている限度の時間数及び日数とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間にあつては、条例第二条第三項の規定により定める時間とする。 2 （現行のとおり） 第六条から第十条まで （現行のとおり） （年次有給休暇の単位） 第十一条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 第一項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第三条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日という。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不斉一型育児短時間勤務職員等」という。）、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第	第一条から第四条まで （略） （船員の勤務時間等の特例） 第五条 条例第八条に規定する場合の正規の勤務時間、週休日等は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十条から第六十二条までの各規定に定められている限度の時間数及び日数とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間にあつては、条例第二条第三項の規定により定める時間とする。 2 （略） 第六条から第十条まで （略） （年次有給休暇の単位） 第十一条 （略） 2 （略） 3 第一項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第三条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日という。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不斉一型育児短時間勤務職員等」という。）、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第

三条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、半日又は一時間を単位として与える。

4 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 定年前再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)

5 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間(割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)(不斉一型育児短時間勤務職員等については第四項第三号に規定する時間数とし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第四項第四号に規定する時間とする。)の半分とする。ただし、条例第三条第二項に規定する職員については、四時間とする。

6及び7 (現行のとおり)

(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の付与)

第十一条の二 (現行のとおり)

一 斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員

二項に規定する職員の年次有給休暇は、半日又は一時間を単位として与える。

4 (略)

一から三まで (略)

四 再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)

5 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間(割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)(不斉一型育児短時間勤務職員等については第四項第三号に規定する時間数とし、再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第四項第四号に規定する時間とする。)の半分とする。ただし、条例第三条第二項に規定する職員については、四時間とする。

6及び7 (略)

(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の付与)

第十一条の二 (略)

一 斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員 一

員 一週間ごとの勤務日の日数及び一週間ごとの正規の勤務時間の時間数の区分に応じ、別表第一に定める日数のうち、斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員となった月が一月の場合に相当する日数

二 (現行のとおり)

(新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与)

第十二条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員 一週間当たりの勤務日の日数、一週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員となった月の区分に応じ、別表第一に定める日数

三 (現行のとおり)

2 次に掲げる者(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))を除く。)で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となり条例第十四条第二項に定める当該年の中途において新たに条例の適用を受けることとなったもののその年の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。

一から四まで (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

週間ごとの勤務日の日数及び一週間ごとの正規の勤務時間の時間数の区分に応じ、別表第一に定める日数のうち、斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員となった月が一月の場合に相当する日数

二 (略)

(新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与)

第十二条 (略)

一 (略)

二 斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員 一週間当たりの勤務日の日数、一週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員となった月の区分に応じ、別表第一に定める日数

三 (略)

2 次に掲げる者(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。))を除く。)で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となり条例第十四条第二項に定める当該年の中途において新たに条例の適用を受けることとなったもののその年の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。

一から四まで (略)

3 (略)

- 4 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員のその年の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この項において「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。
- 5 （現行のとおり）

（定年前再任用短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）
第十二条の二 前条の規定にかかわらず、退職後引き続き採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、当該採用日以後に使用することができる日数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職以前に前条第二項に掲げる者で、旧条例等の規定により年次有給休暇が付与されていたもののその

- 4 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員のその年の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この項において「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。
- 5 （略）

（再任用職員等に関する年次有給休暇の特例）
第十二条の二 前条の規定にかかわらず、退職後引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、当該採用日以後に使用することができる日数とする。職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職以前又は任期の更新前に前条第二項に掲げる者で、旧条例等の規定により年次有給休暇が付与さ

年の年次有給休暇の日数は、別表第二の規定を準用する。この場合において、同表中「異動」とあるのは「退職後引き続き採用」と、「異動がなかったものとした」とあるのは「退職以前の勤務と採用以後の勤務とが継続するものとみなした」と、「二十日」とあるのは「その者が一月に採用された場合に付与された日数」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条及び第二条の二又は東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第四条の規定により採用された職員（以下「任期付職員等」という。）について準用する。この場合において、第一項中「採用された定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員等に採用された者」と、「とする。」とあるのは「とする。任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）

第十二条の三 （現行のとおり）

- 一 （現行のとおり）
- 二 （現行のとおり）

れていたもののその年の年次有給休暇の日数は、別表第二の規定を準用する。この場合において、同表中「異動」とあるのは「退職後引き続き採用又は任期の更新」と、「異動がなかったものとした」とあるのは「退職以前の勤務と採用以後の勤務又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務とが継続するものとみなした」と、「二十日」とあるのは「その者が一月に採用された場合に付与された日数」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条及び第二条の二又は東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第四条の規定により採用された職員（以下「任期付職員等」という。）について準用する。この場合において、第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」とあるのは「任期付職員等に採用された者」と、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」とあるのは「任期付職員条例第三条又は任期付研究員条例第五条」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）

第十二条の三 （略）

- 一 （略）
- 二 （略）

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率

ロ 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、不斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は不斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数で除して得た率

ハ及びニ (現行のとおり)

三及び四 (現行のとおり)

第十三条から第二十五条まで (現行のとおり)

(夏季休暇)

第二十六条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 定年前再任用短時間勤務職員 五日に条例第二条第三項の規定に基づき定められた定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間

イ 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率

ロ 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、不斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は不斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数で除して得た率

ハ及びニ (略)

三及び四 (略)

第十三条から第二十五条まで (略)

(夏季休暇)

第二十六条 (略)

2 (略)

一から三まで (略)

四 再任用短時間勤務職員 五日に条例第二条第三項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間

を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

3 （現行のとおり）

（長期勤続休暇）

第二十六条の二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

一から三まで （現行のとおり）

四 勤続二十五年に達する日の属する年度の末日において六十四歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続二十六年に達する日が属する年度の一月一日から二年間

五 （現行のとおり）

第二十六条の三から第二十八条まで （現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

四十五分で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

3 （略）

（長期勤続休暇）

第二十六条の二 （略）

2 （略）

3 （略）

一から三まで （略）

四 勤続二十五年に達する日の属する年度の末日において五十九歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続二十六年に達する日が属する年度の一月一日から二年間

五 （略）

第二十六条の三から第二十八条まで （略）

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

2 (現行のとおり)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十八条の三 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 定年前再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(二分未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間)

2 (現行のとおり)

第二十八条の四及び第二十九条 (現行のとおり)

附則

第一条から第三条まで (現行のとおり)

(長期勤続休暇に関する経過措置)

第四条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

2 (略)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十八条の三 (略)

一から三まで (略)

四 再任用短時間勤務職員のうち、条例第二条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(二分未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間)

2 (略)

第二十八条の四及び第二十九条 (略)

附則

第一条から第三条まで (略)

(新設)

別表第一（第十一条、第十一条の二、第十二条、第二十八条の三関係）

[illegible]

(注略)

別表第一の二から別表第三まで（略）

別記第一号様式から第六号様式まで
(略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） （船員の勤務時間等の特例） 第五条 条例第九条に規定する場合の正規の勤務時間、週休日等は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十条から第六十二条までの各規定に定められている限度の時間数及び日数とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間にあつては、条例第三項の規定により定める時間とする。 2 （現行のとおり） 第六条から第十条まで（現行のとおり） （年次有給休暇の単位） 第十一条（現行のとおり） 2及び3 （現行のとおり） 4 第一項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第四条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不斉一型育児短時間勤務職員等」という。）、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第四条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、教育職員等以外の職員の場合は半日又は一時間を、教育職員等の場合は一時間を単位として与える。 5 （現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、条例第三条第三項の規定	第一条から第四条まで（略） （船員の勤務時間等の特例） 第五条 条例第九条に規定する場合の正規の勤務時間、週休日等は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十条から第六十二条までの各規定に定められている限度の時間数及び日数とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間にあつては、条例第三条第三項の規定により定める時間とする。 2 （略） 第六条から第十条まで（略） （年次有給休暇の単位） 第十一条（略） 2及び3 （略） 4 第一項本文の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日（条例第四条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でないもの（以下「不斉一型育児短時間勤務職員等」という。）、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者及び条例第四条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、教育職員等以外の職員の場合は半日又は一時間を、教育職員等の場合は一時間を単位として与える。 5 （略） 一から三まで（略） 四 <u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、条例第三条第三項の規定により

により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数（一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数）で除して得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）

五 （現行のとおり）

6 （現行のとおり）

7 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（不斉一型育児短時間勤務職員等については第五項第三号に規定する時間数とし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第五項第四号に規定する時間とする。）の半分とする。ただし、条例第四条第二項に規定する職員については、四時間とする。

8及び9 （現行のとおり）

（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の付与）

第十一条の二 （現行のとおり）

一 斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員 一週間ごとの勤務日の日数及び一週間ごとの正規の勤務時間の時間数の区分に応じ、別表第一に定める日数のうち、斉一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員となつた月が四月の場合に相当する日数

二 （現行のとおり）

（新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与）

第十二条 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数（一週間ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数）で除して得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）

五 （略）

6 （略）

7 半日を単位とする年次有給休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）（不斉一型育児短時間勤務職員等については第五項第三号に規定する時間数とし、再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者については第五項第四号に規定する時間とする。）の半分とする。ただし、条例第四条第二項に規定する職員については、四時間とする。

8及び9 （略）

（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の付与）

第十一条の二 （略）

一 斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員 一週間ごとの勤務日の日数及び一週間ごとの正規の勤務時間の時間数の区分に応じ、別表第一に定める日数のうち、斉一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員となつた月が四月の場合に相当する日数

二 （略）

（新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与）

第十二条 （略）

一 （略）

二 齊一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員 一週間当たりの勤務日の日数、一週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び齊一型育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員となった月の区分に応じ、別表第一に定める日数

三 (現行のとおり)

2 次に掲げる者(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)を除く。)で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となり条例第十五条第二項に定める当該年度中途において新たに条例の適用を受けることとなったもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。

一から三まで (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

4 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。)であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員その年度の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日(以下この項において「採用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下この項において「前付与日」という。)から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

5 (現行のとおり)

(定年前再任用短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)

第十二条の二 前条の規定にかかわらず、退職後引き続き採用された

二 齊一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員 一週間当たりの勤務日の日数、一週間当たりの正規の勤務時間の時間数及び齊一型育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員となった月の区分に応じ、別表第一に定める日数

三 (略)

2 次に掲げる者(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)を除く。)で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となり条例第十五条第二項に定める当該年度中途において新たに条例の適用を受けることとなったもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。

一から三まで (略)

3 (略)

4 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。)であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員その年度の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日(以下この項において「採用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下この項において「前付与日」という。)から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

5 (略)

(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

第十二条の二 前条の規定にかかわらず、退職後引き続き地方公務員

定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、当該採用日以後に使用することができる日数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職以前に前条第二項に掲げる者で、旧条例等の規定により年次有給休暇が付与されていたもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二の規定を準用する。この場合において、同表中「異動」とあるのは「退職後引き続き採用」と、「異動がなかったものとした」とあるのは「退職以前の勤務と採用以後の勤務とが継続するものとみなした」と、「二十五日」とあるのは「その者が四月に採用された場合に付与された日数にその者が一月に採用された場合に付与された日数を加えた日数」と読み替えるものとする。

- 3 前二項の規定は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条及び第二条の二の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）について準用する。この場合において、第一項中「採用された定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員に採用された者」と、「とする」とあるのは「とする。任期付職員条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）
第十二条の三（現行のとおり）

法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の当該採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、当該採用日以後に使用することができる日数とする。職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職以前又は任期の更新前に前条第二項に掲げる者で、旧条例等の規定により年次有給休暇が付与されていたもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二の規定を準用する。この場合において、同表中「異動」とあるのは「退職後引き続き採用又は任期の更新」と、「二十五日」とあるのは「その者が四月に採用された場合に付与された日数にその者が一月に採用された場合に付与された日数を加えた日数」と読み替えるものとする。

- 3 前二項の規定は、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条及び第二条の二の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）について準用する。この場合において、第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」とあるのは「任期付職員に採用された者」と、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」とあるのは「任期付職員条例第三条」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）
第十二条の三（略）

一 (現行のとおり) 二 (現行のとおり) イ 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率 ロ 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、不斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は不斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数で除して得た率 ハ及びニ (現行のとおり) 三及び四 (現行のとおり) 第十三条から第二十六条まで (現行のとおり) (夏季休暇) 第二十七条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 一から三まで (現行のとおり) 四 定年前再任用短時間勤務職員 五日に条例第三条第三項の規定に基づき定められた定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) 3 (現行のとおり)	一 (略) 二 (略) イ 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率 ロ 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合、不斉一型育児短時間勤務職員等が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務職員等となる場合又は不斉一型育児短時間勤務職員等が当該短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの正規の勤務時間の時間数で除して得た率 ハ及びニ (略) 三及び四 (略) 第十三条から第二十六条まで (略) (夏季休暇) 第二十七条 (略) 2 (略) 一から三まで (略) 四 再任用短時間勤務職員 五日に条例第三条第三項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) 3 (略)
---	--

(長期勤続休暇)	第二十七条の二 (現行のとおり)
2 (現行のとおり)	3 (現行のとおり)
一から三まで (現行のとおり)	四 勤続二十五年に達する日の属する年度の末日において六十四歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続二十六年に達する日が属する年度の一月一日から二年間
五 (現行のとおり)	第二十七条の三から第二十九条まで (現行のとおり)
(特別休暇等の特例)	第二十九条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に採用された場合における条例第十七条第一項の規定(長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。
2 (現行のとおり)	(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)
第二十九条の三 (現行のとおり)	一から三まで (現行のとおり)
四 定年前再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間)ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一	

(長期勤続休暇)	第二十七条の二 (略)
2 (略)	3 (略)
一から三まで (略)	四 勤続二十五年に達する日の属する年度の末日において五十九歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続二十六年に達する日が属する年度の一月一日から二年間
五 (略)	第二十七条の三から第二十九条まで (略)
(特別休暇等の特例)	第二十九条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十七条第一項の規定(長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。
2 (略)	(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)
第二十九条の三 (略)	一から三まで (略)
四 再任用短時間勤務職員のうち、条例第三条第三項の規定により定める勤務時間が三十一時間未満の者 一週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の一週間当たりの勤務日の日数(一週間)ごとの勤務日の日数が異なる者にあつては、別表第一の一年間	

の一年間の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(一分未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間)

2 (現行のとおり)

第二十九条の四から第三十二条まで (現行のとおり)

附 則

第一条及び第二条 (現行のとおり)

(長期勤続休暇に関する経過措置)

第三条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十七条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

の勤務日数の区分に応じ、一週間の勤務日数の欄に掲げる日数)で除して得た時間(一分未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間)

2 (略)

第二十九条の四から第三十二条まで (略)

附 則

第一条及び第二条 (略)

(新設)

職員給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号） 改正案	新旧対照表（抄） 現行
第一条及び第一条の二（現行のとおり） （定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算） 第一条の三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法<u>第十七</u>条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）について、<u>条例第六</u>条第十項及び<u>第六</u>条の二の規定による給料月額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 第二条から第十一条まで（現行のとおり） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出） 第十二条（現行のとおり） 2 条例第十八条の東京都規則で定める年間の勤務時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。 一 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間 二 定年前再任用短時間勤務職員 前号に規定する時間に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間 三（現行のとおり） 3 （現行のとおり） 第十三条から第十五条まで（現行のとおり） 別記様式第一号（現行のとおり）	第一条及び第一条の二（略） （再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算） 第一条の三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法<u>第十七</u>条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）について、<u>条例第六</u>条の二第一項及び<u>第二</u>項の規定による給料月額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 第二条から第十一条まで（略） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出） 第十二条（略） 2 条例第十八条の東京都規則で定める年間の勤務時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。 一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間 二 再任用短時間勤務職員 前号に規定する時間に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間 三（略） 3 （略） 第十三条から第十五条まで（略） 別記様式第一号（略）

(現行のとおり)

(略)

〔注1〕地方公共団体の長は第22条の6に基づく再任用時特別勤務職員(以下単に「再任用時特別勤務職員」という。)については、社会保険料の額中「短期・福祉掛金」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。
〔注2〕平成28年9月分までは、再任用時特別勤務職員を除き、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期掛金」に読み替えて本様式を使用するものとする。

改正案	現行
第一条から第一条の四まで（現行のとおり） （定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算） 第一条の五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四<u>第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）について、条例<u>第八</u>条第九項及び<u>第八</u>条の二の規定による給料月額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 第二条から第十一条まで（現行のとおり） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出） 第十二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間<u>条例第三</u>条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間 二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 前号に規定する時間に、勤務時間<u>条例第三</u>	第一条から第一条の四まで（略） （再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算） 第一条の五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五<u>第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）について、<u>条例第八</u>条の二<u>第一項</u>及び<u>第二項</u>の規定による給料月額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 第二条から第十一条まで（略） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出） 第十二条（略） 2（略） 一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間<u>条例第三</u>条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間 二 <u>再任用短時間勤務職員</u> 前号に規定する時間に、勤務時間<u>条例第三</u>条第

三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間 三 (現行のとおり) 第十三条から第十五条まで (現行のとおり) 別記様式第一号から様式第四号まで (現行のとおり)	三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間 三 (略) 第十三条から第十五条まで (略) 別記様式第一号から様式第四号まで (略)
---	---

改正案	現行
第一条から第二条の二まで （現行のとおり） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者又は特に知事が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となった日から三年（新たに職員となった日から三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 一から三まで （現行のとおり） （異動保障） 第二条の四 <u>職員</u>（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十	第一条から第二条の二まで （略） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者又は特に知事が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となった日から三年（新たに職員となった日から三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 一から三まで （略） （異動保障） 第二条の四 <u>職員</u>が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められている公営企業管理規程

八年東京都条例第十九号)に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。)にあつては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。 2及び3 (現行のとおり) 第三条及び第四条 (現行のとおり) 附 則 1及び2 (現行のとおり) 3 東京都の区域外の地域から異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(東京都の区域外の地域の勤務において前項の規定の適用を受けていた職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に限る。)のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条及び第二条の四第三項の規定にかかわらず、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあつては百分の二十を、支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。)にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 4 (現行のとおり) 別表 (現行のとおり)	により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。)にあつては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。 2及び3 (略) 第三条及び第四条 (略) 附 則 1及び2 (現行のとおり) 3 東京都の区域外の地域から異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(東京都の区域外の地域の勤務において前項の規定の適用を受けていた職員に限る。)のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条及び第二条の四第三項の規定にかかわらず、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあつては百分の二十を、支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。)にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 4 (略) 別表 (略)
---	---

改正案	現行
第一条から第二条の二まで（現行のとおり） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者又は特に教育委員会が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、<u>第二条の規定にかかわらず、新たに職員となつた日から三年（新たに職員となつた日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間</u>、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）<u>にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。</u> 一から三まで（現行のとおり） （異動保障） 第二条の四 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められ	第一条から第二条の二まで（略） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二</u>項の規定により採用された者、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者又は特に教育委員会が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、<u>第二条の規定にかかわらず、新たに職員となつた日から三年（新たに職員となつた日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間</u>、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）<u>にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。</u> 一から三まで（略） （異動保障） 第二条の四 職員が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の

ている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域（以下「区部・多摩地域等」という。）から、異動後三年以内（異動後三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、八年以内）の者（当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。）にあつては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。 2及び3 （現行のとおり） 第三条及び第四条 （現行のとおり） 別表 （現行のとおり）	区域外の地域（以下「区部・多摩地域等」という。）から、異動後三年以内（異動後三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、八年以内）の者（当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。）にあつては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。 2及び3 （略） 第三条及び第四条 （略） 別表 （略）
---	---

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号） 新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条 （現行のとおり） （範囲及び額） 第二条 （現行のとおり） 2 給料の調整額は、別表イの表及びロの表の下欄に掲げる調整額の区分に対応する次の額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。		第一条 （略） （範囲及び額） 第二条 （略） 2 給料の調整額は、別表イの表及びロの表の下欄に掲げる調整額の区分に対応する次の額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	
調整額の区分	額	調整額の区分	額
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（略）	（略）

第三条 （現行のとおり）

第三条 （略）

附 則

1 (現行のとおり)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「次の額」とあるのは、「次の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表(第二条関係)

イ 調整額の区分一から八まで

勤務箇所	職 務	調整額の区分
環境局 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
福祉保 高年齢社会対策部施設 支援課から障害 者施策推進部施設 サービス支援課ま で	(現行のとおり)	(現行のとおり)
都立病院支援部法人調整課	1 精神科病棟、精神医療の専門病院の病棟又は脳・神経難病医療の専門病院の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする	四

附 則

1 (略)

2 削除

別表(第二条関係)

イ 調整額の区分一から八まで

勤務箇所	職 務	調整額の区分
環境局 (略)	(略)	(略)
福祉保 高年齢社会対策部施設 支援課から障害 者施策推進部施設 サービス支援課ま で	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

長が指定する者に限る。） 2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（総務局長が指定する者に限る。） 3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）	1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。） 2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。） 3 手術室において、患者の手術の業務に従事すること
二	

（新設）

（新設）

—まで 監察医務院から動物愛護相談センターまで		
	(現行のとおり)	を本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師 (総務局長が指定する者に限る。) 4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師(総務局長が指定する者に限る。) 1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師(総務局長が指定する者に限る。) 2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師(総務局長が指定する者に限る。)
(現行のとおり)	—	
—まで 監察医務院から動物愛護相談センターまで		
	(略)	(新設)
(略)		(新設)

			(削除)
			(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
			病院長 営本部
			経営企画部総務課
1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる	4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）	3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）	2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護師
1 手術室において、患者の手術の業務に従事すること	1 病棟において、昼夜を通して、看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師	2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護師	1 病棟において、昼夜を通して、看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師
一	二	四	

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

神経病院	小児総合医療センター	松沢病院	墨東病院 多摩総合医療センター	
2 患者の看護等のため深夜にわたる勤務を常例とする	1 病棟において、昼夜を通して、看護の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉	1 病棟において、昼夜を通して、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師	2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師	勤務を常例とする看護師
四	四	四	四	

中央卸 売市場					
(現行のとおり)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(現行のとおり)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(現行のと おり)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	

中央卸 売市場					
(略)	小児総合医療セン ター 墨東病院	墨東病院	広尾病院 墨東病院	多摩総合医療セン ター 墨東病院 駒込病院	大塚病院 駒込病院 墨東病院 多摩総合医療セン ター 小児総合医療セン ター 広尾病院
(略)	師 する保健師、助産師及び看護 め深夜にわたる勤務を常例と 救急医療業務に従事するた	とする看護師 し、深夜にわたる勤務を常例 業務に従事することを本務と 救急室において、救急医療	常例とする看護師 務とし、深夜にわたる勤務を 術の業務に従事することを本 手術室において、患者の手	看護長 にわたる勤務を常例とする 2 患者の看護等のため深夜 助産師及び看護師	看護長 1 病棟において、昼夜を通 し、看護の業務に従事する ことを本務とする保健師、
(略)					

口 調整額の区分九 (現行のとおり)	建設局
	(現行のとおり)
	(現行のとおり)
	(現行のと おり)
口 調整額の区分九 (略)	建設局
	(略)
	(略)
	(略)

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） 第三条 給料の調整額は、次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に定める額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 一及び二（現行のとおり） 第四条（現行のとおり） 付 則 1から4まで（現行のとおり） 5 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第三条</u>の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百	第一条及び第二条（略） 第三条 給料の調整額は、次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に定める額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 一及び二（略） 第四条（略） 付 則 1から4まで（略） （新設）

分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする。ただし、同表中ただし書の規定により定められた号給の職員にあつては、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 （現行のとおり） （支給の範囲及び額） 第2条 給料の調整額の支給を受ける職員の範囲及び調整額は、次表のとおりとする（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）</u>にあっては、その額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）。	第1条 （略） （支給の範囲及び額） 第2条 給料の調整額の支給を受ける職員の範囲及び調整額は、次表のとおりとする（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>にあっては、その額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）。

範囲		調整額
勤務所属	職員	
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

第3条 (現行のとおり)

附 則

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「職員の範囲及び調整額は、次表のとおり」とあるのは、「職員の範囲は次表のとおりとし、その調整額は当該範囲に対応した同表の調整額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

範囲		調整額
勤務所属	職員	
(略)	(略)	(略)

第3条 (略)

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
(新設)

改 正 案

第一条（現行のとおり）

（範囲及び額）

第二条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額に勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（現行のとおり）

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号

現 行

第一条（略）

（範囲及び額）

第二条（略）

2（略）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（略）

（新設）

の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	
本庁 本庁行政機 関及び地方 行政機関	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	担当部長（住宅政策本部（住宅企 画部、民間住宅部及び都営住宅経 営部に限る。）及び中央卸売市場 （管理部及び事業部に限る。）の 担当部長を除き、職層名専門参事 の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育 センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所 長 健康安全研究センターの部長（企 画調整部長及び広域監視部長を除 く。）及び精度管理室長	

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁 本庁行政機関及び地方行政機関	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	担当部長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。） 参事研究員 部長監察医 保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 健康安全研究センターの部長（企	

	(現行のとおり)	住宅政策本部及び中央卸売市場の総務課長	住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

	(略)	住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長	画調整部長及び広域監視部長を除く。）及び精度管理室長 都立病院の部長（看護部長を除く。）
	(略)	(略)	
	(略)	住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長	

住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長 健康安全研究センターの副参事研究員	（現行のとおり）	課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長並びに保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長並びに保健所の歯科保健
---	----------	--

健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長 住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長 病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）の担当課長（職層名専門副参事の職を除く。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の担当課長 健康安全研究センターの副参事研究員	（略）	課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部（経営企画部及びサービス推進部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。） 担当課長（住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部及び中央卸売市場（管理部及び事業部
---	-----	---

担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。）

副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。）

技師長及び看護担当科長

分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。）

当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。）

副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名副参事の職を除く。）

副園長（職層名副参事の職を除く。）

副場長（職層名副参事の職を除く。）

監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長

府中療育センターの地域療育支援担当科長

監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長

看護専門学校の副校長

北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長

北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長

皮革技術センターの所長（職層名

に限る。）の担当課長（病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。）、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。）

副参事研究員（健康安全研究センターの副参事研究員を除く。）

技師長及び看護担当科長

分課である事業所の長（職層名副参事の職に限る。）

当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長（職層名副参事の職に限る。）

副所長（総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名副参事の職を除く。）

副園長（職層名副参事の職を除く。）

副場長（職層名副参事の職を除く。）

監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長

府中療育センターの地域療育支援担当科長

監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長

看護専門学校の副校長

北療育医療センター城南分園及び

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)	東京都収用 委員会事務 局から地方 公務員災害 補償基金東 京都支部ま で		専門参事の職を除く。 島しょ農林水産総合センターの室 長及び事業所長(三宅事業所長を 除く。 中央・城北職業能力開発センター の再就職促進訓練室長	
	(現行のとおり)	(現行のとおり)		
別表第二及び別表第三 (略)	東京都収用 委員会事務 局から地方 公務員災害 補償基金東 京都支部ま で		城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育 センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長(職層名 専門参事の職を除く。 島しょ農林水産総合センターの室 長及び事業所長(三宅事業所長を 除く。 中央・城北職業能力開発センター の再就職促進訓練室長	
	(略)	(略)		

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （範囲及び額） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の	第一条（略） （範囲及び額） 第二条（略） 2（略） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二</u>項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「<u>算出率</u>」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>再任用職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額（<u>法第二十八</u>条

額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条 （現行のとおり）

付 則

1| この訓令は、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 条例附則第十項の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条 （略）

付 則

この訓令は、昭和三十五年四月一日から適用する。

（新設）

別表第一から別表第三まで （略）

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号）	新旧対照表（抄）
改正案	現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） （給料の特別調整額） 第四条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 別表一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 別表一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表三の額に勤務時間条例<u>第二</u>条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤	第一条から第三条まで（略） （給料の特別調整額） 第四条（略） 2（略） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二</u>項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 別表一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第二</u>条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>再任用職員</u> 別表一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表三の額（<u>法第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例<u>第二</u>条第三項の

務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）	規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第五条から第七条まで（現行のとおり）	第五条から第七条まで（略）
附則	（新設）
条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表二の額」とあるのは、「別表二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額には、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	
別表一から別表三まで（現行のとおり）	別表一から別表三まで（略）

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（範囲及び額）

第二条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額に勤務時間条例第二

条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（現行のとおり）

附則

第一条（略）

（範囲及び額）

第二条（略）

2（略）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（略）

（新設）

<u>条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</u> 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（略）
--	------------------------

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（範囲及び額）

第二条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額に勤務時間条例第二

条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（現行のとおり）

附則

第一条（略）

（範囲及び額）

第二条（略）

2（略）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（略）

（新設）

<u>条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</u> 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（略）
--	------------------------

改正案

第一条（現行のとおり）
（範囲及び額）

第二条（現行のとおり）
2（現行のとおり）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第二

一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第三の額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（現行のとおり）

附則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規

現行

第一条（略）
（範囲及び額）

第二条（略）
2（略）

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる特別調

整額の区分に対応する別表第三の額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第三条及び第四条（略）
（新設）

定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（略）
---	------------------------

給料の特別調整額に関する規程（昭和 3 5 年 4 月 1 5 日訓令甲第 1 4 号）改正新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

改 正 案	現 行
第 1 条 （現行のとおり） （範囲及び額） 第 2 条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1） 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。） 第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 2 の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定による承認を受け、同条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） （2） <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 3 の額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）	第 1 条 （略） （範囲及び額） 第 2 条 （略） 2 （略） （1） 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）<u>第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 2 の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定による承認を受け、同条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）<u>以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（<u>以下「算出率」という。</u>）を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） （2） <u>再任用職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 3 の額（<u>法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、</u>その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第 3 条及び第 4 条 （現行のとおり）	第 3 条及び第 4 条 （略）

別表第 1 から別表第 3 まで （現行のとおり）

別表第 1 から別表第 3 まで （略）

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後	改正前
（範囲及び額） 第2条 [略] 2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2及び別表第3の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） <u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第4及び別表第5の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>	（範囲及び額） 第2条 [同左] 2 [同左] (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2及び別表第3の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。<u>以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（<u>以下「算出率」という。</u>）乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） <u>(2) 再任用職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第4及び別表第5の額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>

第 3 条及び第 4 条 [略]	第 3 条及び第 4 条 [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）
附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の
東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用について
は、同号中「別表第 2 及び別表第 3」とあるのは、「別表第 4 及び別表第 5」とする。
- 3 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この訓令による改正
後の東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程第 2 条第 2 項第 1 号に規定する定年前
再任用短時間勤務職員とみなす。

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （範囲及び額） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる管理職手当の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる管理職手当の区分に対応する別表第三の額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定す	第一条（略） （範囲及び額） 第二条（略） 2（略） 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二</u>項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる管理職手当の区分に対応する別表第二の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）にあつては、その額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「<u>算出率</u>」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 二 <u>再任用職員</u> 当該職員に適用される給料表及び別表第一に掲げる管理職手当の区分に対応する別表第三の額（<u>法第二十八</u>条の五第一項に規定する

る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 第三条から第五条まで （現行のとおり） 付 則 1 （現行のとおり） 2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。 別表第一から別表第三まで （現行のとおり）	短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。） 第三条から第五条まで （略） 付 則 1 （略） （新設） 別表第一から別表第三まで （略）
---	--

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （特勤手当の月額） 第三条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合</u> 当該採用の日 3（現行のとおり） 第四条及び第五条（現行のとおり） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（知事が定める場合に限る。）には、その日前の知事が定める日。以下「異動等の日」という。）（<u>定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日</u>）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に	第一条及び第二条（略） （特勤手当の月額） 第三条（略） 2（略） 一から三まで（略） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合</u> 当該採用の日 3（略） 第四条及び第五条（略） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（知事が定める場合に限る。）には、その日前の知事が定める日。以下「異動等の日」という。）（<u>再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日</u>）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限

に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 (現行のとおり)

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務

度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 (略)

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料

時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで （現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（条例附則第十項の規定を受ける職員の特地手当の基礎額）

2 条例附則第十項の規定を受ける職員であつて、第二条第二

表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで （略）

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）
4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の第三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつた者に対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けてい

た」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て知事が別に定めるところにより算出した額とする。

別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで（略）

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （特地手当の月額） 第三条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3（現行のとおり） 第四条及び第五条（現行のとおり） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（教育長が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日。以下「異動等の日」という。）（<u>定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとな</u>	第一条及び第二条（略） （特地手当の月額） 第三条（略） 2（略） 一から三まで（略） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3（略） 第四条及び第五条（略） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（教育長が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日。以下「異動等の日」という。）（<u>再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日</u>）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給

つた日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度

料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表

とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応するときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで （現行のとおり）

附 則

（施行期日）

第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応するときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで （略）

附 則

1| (現行のとおり)

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当

の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の第三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。 5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会 の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。 別表第一から別表第三まで （現行のとおり）	（新設） 別表第一から別表第三まで （略）
---	-------------------------------------

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （特勤手当の月額） 第三条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地学校に勤務している場合 当該採用の日 3（現行のとおり） 第四条及び第五条（現行のとおり） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地学校に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた都立学校に勤務することとなった場合（教育長が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日。以下「異動等の日」という。）（定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地学校に勤務することとなった日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表（二）の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2（現行のとおり） 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職	第一条及び第二条（略） （特勤手当の月額） 第三条（略） 2（略） 一から三まで（略） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地学校に勤務している場合 当該採用の日 3（略） 第四条及び第五条（略） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地学校に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた都立学校に勤務することとなった場合（教育長が定める場合に限る。）には、その日前の教育長が定める日。以下「異動等の日」という。）（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなった日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表（二）の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2（略） 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務すること

員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除

となつた日)において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日)における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日)において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日)において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二の上欄に掲げる行政職給料表(二)の職務の級に対応する同表の下欄に定める額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日)における勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同

して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1 （現行のとおり）

（経過措置）

2 （現行のとおり）

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職

条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで（略）

附 則

1 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。 6 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	（新設） 別表第一から別表第三まで（略）
---	------------------------------------

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （特地手当の月額） 第三条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3（現行のとおり） 第四条及び第五条（現行のとおり） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の委員会が定める日。以下「異動等の日」という。）（定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2（現行のとおり） 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超え	第一条及び第二条（略） （特地手当の月額） 第三条（略） 2（略） 一から三まで（略） 四 前三号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3（略） 第四条及び第五条（略） （準ずる手当の月額） 第六条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（職員が当該異動又は採用によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の委員会が定める日。以下「異動等の日」という。）（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第三の上欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2（略） 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が

るときは、その額を限度とする。」及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。」及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日）における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第七条から第九条まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1| この訓令は、平成十六年八月五日から適用する。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地主当の基礎額）

2| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるとときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地主当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

4| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の第三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるとときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるとときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

5| 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところとする。

第七条から第九条まで（略）

附 則

この訓令は、平成十六年八月五日から適用する。

ろにより算出した額とする。 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（略）
---------------------------------------	-----------------

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）新旧対照表

改正案	現 行
第1条及び第2条 （現行のとおり） （特地手当の月額） 第3条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）から（3）まで （現行のとおり） （4） 前3号及びこの号の規定を受けている職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3 （現行のとおり） 第4条及び第5条 （現行のとおり） （準ずる手当の月額）	第1条及び第2条 （略） （特地手当の月額） 第3条 （略） 2 （略） （1）から（3）まで （略） （4） 前3号及びこの号の規定を受けている職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日 3 （略） 第4条及び第5条 （略） （準ずる手当の月額）

第6条 準ずる手当の月額、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日（職員が当該異動又は採用によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（警視總監が定める場合に限る。）には、その日前の警視總監が定める日。以下「異動等の日」という。）（定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合には、当該採用の日以降初めて特地公署に勤務することとなつた日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第3の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 （現行のとおり）

第6条 準ずる手当の月額、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日（職員が当該異動又は採用によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（警視總監が定める場合に限る。）には、その日前の警視總監が定める日。以下「異動等の日」という。）（再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日）に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、別表第3の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 （略）

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日 （再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日） において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日 （再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日） における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日 （再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日） において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第7条から第9条まで （現行のとおり）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額）

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日 （再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日） において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）を異動等の日 （再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日） における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第7条から第9条まで （略）

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地手当の基礎額は、同条第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視総監が別に定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額）

- 4 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第13条の3第2項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び」とあるのは、「給料の月額に100分の70を乗じて得た額（その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に100分の70を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。）及び同日に受けていた」とする。
- 5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第6条第2項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て警視總監が別に定めるところにより算出した額とする。

別表第1から別表第3まで （現行のとおり）

別表第1から別表第3まで （略）

改正案	現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） （均衡職員の範囲等） 第五条（現行のとおり） 一（現行のとおり） イ（現行のとおり） ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第 一項の規定による採用をされたこと。 二から八まで（現行のとおり） 第六条から第十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第四条まで（略） （均衡職員の範囲等） 第五条（略） 一（略） イ（略） ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第 一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは第二 項の規定による採用をされたこと。 二から八まで（略） 第六条から第十三条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）

新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） （均衡職員の範囲等） 第五条（現行のとおり） 一（現行のとおり） イ（現行のとおり） ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十一条</u>の四第 一項の規定による採用をされたこと。 二から八まで（現行のとおり） 第六条から第十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条から第四条まで（略） （均衡職員の範囲等） 第五条（略） 一（略） イ（略） ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八条</u>の四第 一項、<u>第二十八条</u>の五第一項又は<u>第二十八条</u>の六第二項若しくは第二項 の規定による採用をされたこと。 二から八まで（略） 第六条から第十三条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）	新旧対照表（抄）
改正案	現行
第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率） 第三条の四（現行のとおり） 一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百四十以上一万分の一万二千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績	第一条から第三条の三まで（略） （成績率） 第三条の四（略） 一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百四十以上一万分の一万二千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合 二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の

により、一万分の九千二百二十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百四十以上一万分の六千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

九千二百二十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百四十以上一万分の六千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 (略)

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
第一条から第二条の三まで（現行のとおり） （成績率） 第三条の四（現行のとおり） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千百二十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年	第一条から第三条の三まで（略） （成績率） 第三条の四（略） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千百二十二・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一万以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任

前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 六 (現行のとおり) 2から6まで (現行のとおり) 第四条から第九条まで (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 六 (略) 2から6まで (略) 第四条から第九条まで (略) 別表第一から別表第三まで (略)
--	--

職員管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）新旧対照表（抄）	
改正案	現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） 附 則 1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。 2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	第一条から第四条まで（略） 附 則 この規則は、平成四年一月一日から施行する。（新設）

改正案	現行
第一条から第四条まで（現行のとおり） 附則 1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。 2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	第一条から第四条まで（略） 附則 この規則は、平成四年一月一日から施行する。 （新設）

改正案	現行
第二条から第九条まで（現行のとおり） 付則 1（現行のとおり） 2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第二」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第二」とあるのは「付則別表第二」とする。 （削除）	第一条から第九条まで（略） 付則 1（略） 2 第六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年十一月三十日以前の結核性疾患による休養期間は、休職の期間に含むものとする。 3 昭和三十六年四月一日からこの規則施行の日の前日までの間にかかるこの手当支給については、第七条の規定にかかわらずこの規則施行日以降の日に支給するものとする。 （新設）

付則別表第1（付則第2項関係）

001011		001012		001013		001014		001015		001016		001017		001018		001019		001020		001021		001022		001023		001024		001025		001026		001027		001028		001029		001030		001031		001032		001033		001034		001035		001036		001037		001038		001039		001040		001041		001042		001043		001044		001045		001046		001047		001048		001049		001050		001051		001052		001053		001054		001055		001056		001057		001058		001059		001060		001061		001062		001063		001064		001065		001066		001067		001068		001069		001070		001071		001072		001073		001074		001075		001076		001077		001078		001079		001080		001081		001082		001083		001084		001085		001086		001087		001088		001089		001090		001091		001092		001093		001094		001095		001096		001097		001098		001099		001100		001101		001102		001103		001104		001105		001106		001107		001108		001109		001110		001111		001112		001113		001114		001115		001116		001117		001118		001119		001120		001121		001122		001123		001124		001125		001126		001127		001128		001129		001130		001131		001132		001133		001134		001135		001136		001137		001138		001139		001140		001141		001142		001143		001144		001145		001146		001147		001148		001149		001150		001151		001152		001153		001154		001155		001156		001157		001158		001159		001160		001161		001162		001163		001164		001165		001166		001167		001168		001169		001170		001171		001172		001173		001174		001175		001176		001177		001178		001179		001180		001181		001182		001183		001184		001185		001186		001187		001188		001189		001190		001191		001192		001193		001194		001195		001196		001197		001198		001199		001200		001201		001202		001203		001204		001205		001206		001207		001208		001209		001210		001211		001212		001213		001214		001215		001216		001217		001218		001219		001220		001221		001222		001223		001224		001225		001226		001227		001228		001229		001230		001231		001232		001233		001234		001235		001236		001237		001238		001239		001240		001241		001242		001243		001244		001245		001246		001247		001248		001249		001250		001251		001252		001253		001254		001255		001256		001257		001258		001259		001260		001261		001262		001263		001264		001265		001266		001267		001268		001269		001270		001271		001272		001273		001274		001275		001276		001277		001278		001279		001280		001281		001282		001283		001284		001285		001286		001287		001288		001289		001290		001291		001292		001293		001294		001295		001296		001297		001298		001299		001300		001301		001302		001303		001304		001305		001306		001307		001308		001309		001310		001311		001312		001313		001314		001315		001316		001317		001318		001319		001320		001321		001322		001323		001324		001325		001326		001327		001328		001329		001330		001331		001332		001333		001334		001335		001336		001337		001338		001339		001340		001341		001342		001343		001344		001345		001346		001347		001348		001349		001350		001351		001352		001353		001354		001355		001356		001357		001358		001359		001360		001361		001362		001363		001364		001365		001366		001367		001368		001369		001370		001371		001372		001373		001374		001375		001376		001377		001378		001379		001380		001381		001382		001383		001384		001385		001386		001387		001388		001389		001390		001391		001392		001393		001394		001395		001396		001397		001398		001399		001400		001401		001402		001403		001404		001405		001406		001407		001408		001409		001410		001411		001412		001413		001414		001415		001416		001417		001418		001419		001420		001421		001422		001423		001424		001425		001426		001427		001428		001429		001430		001431		001432		001433		001434		001435		001436		001437		001438		001439		001440		001441		001442		001443		001444		001445		001446		001447		001448		001449		001450		001451		001452		001453		001454		001455		001456		001457		001458		001459		001460		001461		001462		001463		001464		001465		001466		001467		001468		001469		001470		001471		001472		001473		001474		001475		001476		001477		001478		001479		001480		001481		001482		001483		001484		001485		001486		001487		001488		001489		001490		001491		001492		001493		001494		001495		001496		001497		001498		001499		001500		001501		001502		001503		001504		001505		001506		001507		001508		001509		001510		001511		001512		001513		001514		001515		001516		001517		001518		001519		001520		001521		001522		001523		001524		001525		001526		001527		001528		001529		001530		001531		001532		001533		001534		001535		001536		001537		001538		001539		001540		001541		001542		001543		001544		001545		001546		001547		001548		001549		001550		001551		001552		001553		001554		001555		001556		001557		001558		001559		001560		001561		001562		001563		001564		001565		001566		001567		001568		001569		001570		001571		001572		001573		001574		001575		001576		001577		001578		001579		001580		001581		001582		001583		001584		001585		001586		001587		001588		001589		001590		001591		001592		001593		001594		001595		001596		001597		001598		001599		001600		001601		001602		001603		001604		001605		001606		001607		001608		001609		001610		001611		001612		001613		001614		001615		001616		001617		001618		001619		001620		001621		001622		001623		001624		001625		001626		001627		001628		001629		001630		001631		001632		001633		001634		001635		001636		001637		001638		001639		001640		001641		001642		001643		001644		001645		001646		001647		001648		001649		001650		001651		001652		001653		001654		001655		001656		001657		001658		001659		001660		001661		001662		001663		001664		001665		001666		001667		001668		001669		001670		001671		001672		001673		001674		001675		001676		001677		001678		001679		001680		001681		001682		001683		001684		001685		001686		001687		001688		001689		001690		001691		001692		001693		001694		001695		001696		001697		001698		001699		001700		001701		001702		001703		001704		001705		001706		001707		001708		001709		001710		001711		001712		001713		001714		001715		001716		001717		001718		001719		001720		001721		001722		001723		001724		001725		001726		001727		001728		001729		001730		001731		001732		001733		001734		001735		001736		001737		001738		001739		001740		001741		001742		001743		001744		001745		001746		001747		001748		001749		001750		001751		001752		001753		001754		001755		001756		001757		001758		001759		001760		001761		001762		001763		001764		001765		001766		001767		001768		001769		001770		001771		001772		001773		001774		001775		001776		001777		001778		001779		001780		001781		001782		001783		001784		001785		001786		001787		001788		001789		001790		001791		001792		001793		001794		001795		001796		001797		001798		001799		001800		001801		001802		001803		001804		001805		001806		001807		001808		001809		001810		001811		001812		001813		001814		001815		001816		001817		001818		001819		001820		001821		001822		001823		001824		001825		001826		001827		001828		001829		001830		001831		001832		001833		001834		001835		001836		001837		001838		001839		001840		001841		001842		001843		001844		001845		001846		001847		001848		001849		001850		001851		001852		001853		001854		001855		001856		001857		001858		001859		001860		001861		001862		001863		001864		001865		001866		001867		001868		001869		001870		001871		001872		001873		001874		001875		001876		001877		001878		001879		001880		001881		001882		001883		001884		001885		001886		001887		001888		001889		001890		001891		001892		001893		001894	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

付則別表第2 (付則第2項関係)

(新設)

付則別表第2 (付則第2項関係)

職務の区分		第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員
期間の区分		
(1)	採用の日又は第4条第4号の職員となつた日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 4,100
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	3,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	2,700
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	1,700
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	600

別表第1（第6条関係）

職務の区分 期間の区分		第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員
		円	円	円
(1)から(40)まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第1（第6条関係）

職務の区分 期間の区分		第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員
		円	円	円
(1)から(40)まで	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2（第6条関係）

期間の区分		職務の区分	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員
(1)	採用の日又は第4条第4号の職員となった日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の3月31日までの期間		円 (現行のとおり)
(2)から(5)まで	(現行のとおり)		(現行のとおり)

別表第2（第6条関係）

期間の区分		職務の区分	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員
(1)	採用の日又は第4条第4号の職員となった日からその者の学校等卒業の日又は修業年限の経過した日の属する年の翌年の3月31日までの期間		円 (略)
(2)から(5)まで	(略)		(略)

改正案

現行

第一条から第三条まで（現行のとおり） （義務教育等教員特別手当の月額） 第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> 一 条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表に掲げる額	第一条から第三条まで（略） （義務教育等教員特別手当の月額） 第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> 一 条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が<u>地方公務員法第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二十二</u>項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）であるときは、その者の属す
--	---

二及び三 (現行のとおり) 第五条及び第六条 (現行のとおり) 附 則 1及び2 (現行のとおり) 3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表に掲げる額」とあるのは「別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。	
	る職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表に掲げる額 二及び三 (略) 第五条及び第六条 (略) 附 則 1及び2 (略) (新設)

別表

教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	現行のとおり	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表

教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 職員以 外の職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用 職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
第一条から第二条まで （現行のとおり） （定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）について、<u>条例第三</u>条第一項に規定する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 第五条 （現行のとおり） 附 則 1 から3まで （現行のとおり） 4 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）付則第九項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額、同項の規定により算出された額とする。 5 給与条例付則第十二項、第十四項及び第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。	第一条及び第三条まで （略） （再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十</u>条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）について、<u>条例第三</u>条第一項に規定する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 第五条 （略） 附 則 1 から3まで （略） （新設）

改正案	現行
第一条から第八条まで（現行のとおり） 付 則 1 及び 2 （現行のとおり） 3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。 4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。 別表 （現行のとおり）	第一条から第八条まで（略） 付 則 1 及び 2 （略） （新設） （新設） 別表 （略）

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで（現行のとおり） 付則 1及び2（現行のとおり） 3 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。 4 条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。 別表（現行のとおり）	第一条及び第六条まで（略） 付則 第二項及び第二項（略） （新設） （新設） 別表（略）

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）		新旧対照表（抄）	
改 正 案		現 行	
第一条（現行のとおり） （手当の支給範囲及び支給額） 第二条 条例第三条から第四十三[条]の六までに規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。 第三条（現行のとおり） （支給方法） 第四条（現行のとおり） 一から五まで（現行のとおり） （削除） （削除） （削除） 六 特定看護分野従事手当 （削除） （削除） 2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 防疫等業務手当の(1)及び(3) （削除） 四から九[まで]（現行のとおり） （削除） 3（現行のとおり） 第五条（現行のとおり） 附 則 1（現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置） 2（現行のとおり） 一 福祉保健局に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（改正後の条例附則第三項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同		第一条（略） （手当の支給範囲及び支給額） 第二条 条例第三条から第四十三[条]の八までに規定する手当の支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。 第三条（略） （支給方法） 第四条（略） 一から五まで（略） 六 産科医療業務手当 七 救急医療業務手当 八 特定看護分野従事手当 九 分べん介助業務手当 十 新生児担当医療業務手当 2（略） 一及び二（略） 三 防疫等業務手当の(1)及び(5) 四 精神神経疾患診療等業務手当の(7) 五から十[まで]（略） 十一 分べん介助業務手当 3（略） 第五条（略） 附 則 1（略） （防疫等業務手当に関する措置） 2（略） 一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（改正後の条例附則第三項に規定する新型コロナウイルス感染症	

じ。）に係る患者の検体採取、移送その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 五千元

二（現行のとおり）

三 福祉保健局に所属する歯科医師、臨床検査技師又は救急救命士が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額 三千元

3から5まで（現行のとおり）

別表（第二条関係）

手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	死体取扱・解剖等業務手当	(1)から(4)まで（現行のとおり） (5) 北療育医療センター又は府中療育センターに所属する医師が、主任若しくは補助介補医として死体解剖業務に従事したとき、又は医師以外の職員が、死体解剖の補助介補業務若しくは解剖に伴う死体処置作業に従事したとき。 (6) 北療育医療センター又は府中療育センターに勤務する職員が、死体の取扱いに従事したとき。	(現行のとおり)	(現行のとおり)
2	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
3	防疫等業務手当	(1) 保健所、健康安全研究センター又は福祉保健局	(現行のとおり)	(現行のとおり)

症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 五千元

二（略）

三 福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、臨床検査技師又は救急救命士が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額 三千元

3から5まで（略）

別表（第二条関係）

手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	死体取扱・解剖等業務手当	(1)から(4)まで（略） (5) 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師（監察医務院に所属する医師を除く。）が、主任若しくは補助介補医として死体解剖業務に従事したとき、又は医師以外の職員が、死体解剖の補助介補業務若しくは解剖に伴う死体処置作業に従事したとき。 (6) 都立病院又はこれに準ずる医療施設若しくは入所施設に勤務する職員が、死体の取扱いに従事したとき。	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	防疫等業務手当	(1) 都立病院、保健所、健康安全研究センター又は	(略)	(略)

4			
精神神経 疾患診療 等業務手			
(削除)	(2)及び(3) (現行のとお り)	(削除)	感染症対策部に所属する職員（総務局長が指定する者に限る。）が、次に掲げる疾病に係る患者の検体採取、移送その他の業務又は感染症病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 ア及びイ（現行のとお り） (削除)
(削除)	(現行の とおり)	(削除)	(現行の とおり) (削除)
4			
精神神経 疾患診療 等業務手			
(1) 松沢病院の閉鎖病棟に勤務する職員が、患者の看護業務に従事したとき。	(4)及び(5)（略）	(3) 都立病院に所属する医師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、臨床検査技師又は臨床工学技士が、本務として総務局長が定める疾病に係る患者の血液透析若しくはその補助又は血液透析用機器の消毒若しくは洗浄の業務に従事したとき。	(2) 都立病院に所属する職員のうち、常時、結核患者の受付、物品の直接授受若しくはこれに相当する業務又は監督指導業務に従事するものが、当該業務に従事したとき。 ア及びイ（略）
百円 四	(略)	百円 二	(略)

6	5	
放射線・有害物等取扱業務手当	(現行のとおり)	当
(1) 保健所その他医療関係の機関において、エックス線操作に従事する診療放射線技師又はその助手が、当該業務に従事したとき。 (削除)	(現行のとおり)	(1)及び(2) (現行のとおり) (3) (2)に規定する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十七条第四項の規定に基づき、精神障害者又はその疑いのある者の居住する場所に立ち入ったとき。 (4) (2)に規定する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の規定に基づく入院措置の業務に従事したとき。 (5) (2)に規定する職員が、(2)又は(3)に規定する業務に引き続き、(4)に規定する業務に従事したとき。 (削除)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり) (現行のとおり) (削除)
6	5	
放射線・有害物等取扱業務手当	(略)	当
ア 都立病院の診療放射線技師が、次に掲げる業務に従事したとき。	(略)	(2)及び(3) (略) (4) (3)に規定する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十七条第四項の規定に基づき、精神障害者又はその疑いのある者の居住する場所に立ち入ったとき。 (5) (3)に規定する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の規定に基づく入院措置の業務に従事したとき。 (6) (3)に規定する職員が、(3)又は(4)に規定する業務に引き続き、(5)に規定する業務に従事したとき。 (7) 墨東病院、多摩総合医療センター又は松沢病院の精神科等に勤務する医師又は看護師が、精神科夜間休日救急診療の業務に従事したとき。
(略)	(略)	(略) (略) 日額 百円 五

(2) 保健所その他医療関係の機関に勤務する医師、保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）若しくは臨床工学技士又は健康安全研究センターに所属する職員が、診療又は当該業務のため、エックス線操作又はラジウム、コバルトその他の放射性同位元素の取扱い業務に従事したとき。	（削除）
（現行のとおり）	
(2) 都立病院、保健所その他医療関係の機関（(1)に規定するものを除く。）に勤務する医師、保健師、助産師、看護師若しくは臨床工学技士若しくは健康安全研究センターに所属する職員が、診療若しくは当該業務のため、エックス線操作若しくはラジウム、コバルトその他の放射性同位元素の取扱い業務に従事したとき又は駒込病院に所属する看護師若しくは一般線科若しくはこれに相当する科又は駒込病院内視鏡科に勤務し、エックス線操作に従事する者（医師、看護師又は医療技術の職務に従事する者（総務局長が指定する者に限る。）に限る。）が、それぞれ当該業務に従事したとき。	イ 都立病院、保健所その他医療関係の機関において、エックス線操作に従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はその助手（アに規定する者を除く。）が、当該業務に従事したとき。
（略）	

	11	7か ら10 まで	
	交替制勤 務者等業 務手当	(現行の とおり)	
(3)及び(4) (現行のとお り)	(1) (現行のとおり) (2) 北療育医療センター又は府中療育センターの病棟その他の棟に勤務する看護師、助産師、保健師その他総務局長が指定する職員が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護若しくはこれに準ずる業務に従事したとき。 アからウまで (現行の とおり) (削除)	(現行のとお り)	
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	11	7か ら10 まで	
	交替制勤 務者等業 務手当	(略)	
(3)及び(4) (略)	(1) (略) (2) 都立病院、北療育医療センター又は府中療育センターの病棟その他の棟に勤務する看護師、助産師、保健師その他総務局長が指定する職員が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護若しくはこれに準ずる業務に従事したとき。 アからウまで (略)	(略)	技能職員（看護の助手に 当たる者に限る。）が、 放射線治療病室その他の 場所において、患者の看 護若しくは術処理補助業 務若しくは汚染物の処理 業務に従事したとき。
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	

	14	び 12 13 及	
(削 除)	指導医業 務手当	(現行の とおり)	
(削除)	北療育医療センター又は 府中療育センターに所属す る医師(総務局長が指定す る者に限る。)が、東京医 師アカデミーの研修計画に 基づく研修医の専門臨床研 修指導業務に従事したと き。	(現行のとおり)	
(削除)		(現行のと おり)	
(削除)		(現行のと おり)	
	15	び 12 13 及	
	産科医業 務手当	(略)	
	(1) 広尾病院、大塚病院、 墨東病院又は多摩総合医 療センターの産婦人科に 所属する医師(産科の業 務を担当する者に限 る。)が、分べんに係る 業務に従事したとき。 (2) 大塚病院、墨東病院又 は多摩総合医療センター の産婦人科に所属する医 師(産科の業務を担当す る者に限る。)が、緊急 に搬送された妊産婦の診 療業務に従事したとき。	(略)	登院したとき。 ア 医師(医療職給料表 (一)二級以上の職にあ る者又は特定任期付職 員に限る。) イ 医師(アに規定する 者を除く。) ウ 看護師、診療放射線 技師その他総務局長が 指定する職員
	一回 一 万五千円	(略)	一回 一 万円
	千円を加 算する。	(略)	一回 三 千円 一回 千 六百 四十円
	(2)に規 定する場 合のうち、 総務局 長が指 定する ものに あつて は、五 千円を 加算す る。	(略)	

	15	(削除)	
	特定看護分野従事 手当	(削除)	
	(1) 北療育医療センター又は府中療育センターに所属する看護師が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野（以下「特定の看護分野」という。）に係る業務のうち、医療安全管理者、感染管理担当その他の業務（総務局長が定めるものに限る。）に専ら従事したとき。 (2) 北療育医療センター又は府中療育センターの病棟等に勤務する看護師が、特定の看護分野に係る業務のうち、院内感染防止対策の推進その他の業務（総務局長が定めるもの）に	(削除)	
	(現行のとおり)	(削除)	
	17	16	
	特定看護分野従事 手当	救急医療 業務手当	
	(1) 都立病院その他の医療機関に所属する看護師が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野（以下「特定の看護分野」という。）に係る業務のうち、医療安全管理者、感染管理担当その他の業務（総務局長が定めるものに限る。）に専ら従事したとき。 (2) 都立病院その他の医療機関の病棟等に勤務する看護師が、特定の看護分野に係る業務のうち、院内感染防止対策の推進その他の業務（総務局長が定めるものに限る。）に	都立病院に所属する医師（夜間（午後五時四十五分から翌日の午前八時三十分までの間をいう。以下同じ。）又は休日（夜間に当たる時間を除く。以下同じ。）に、正規の勤務時間による勤務又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）第六条第一項第三号に規定する宿日直勤務を命ぜられた者に限る。）が、夜間又は休日に救急医療に係る業務に従事したとき。	一勤務 二万円
	(略)	(略)	

改 正 案	現 行
第一条から第二十四条まで （現行のとおり） 附 則 1 （現行のとおり） （第一種報酬の特例） 2 （現行のとおり） 一 福祉保健局に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（任命権者が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る患者の検体採取、移送その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 五千円 二から五まで （現行のとおり） 3 から5まで （現行のとおり） 別表第一及び別表第二 （現行のとおり）	第一条から第二十四条まで （略） 附 則 1 （略） （第一種報酬の特例） 2 （現行のとおり） 一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（任命権者が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 五千円 二から五まで （略） 3 から5まで （略） 別表第一及び別表第二 （略）